



横浜G30プラン(横浜市一般廃棄物処理基本計画)

「検証と今後の展開」について  
(ローリング)



みんなで分別 大きな成果  
1,100億円節減効果！！  
ヨコハマはG30

資源循環局

平成18年4月

358 万横浜市民の勇気ある挑戦として、市民・事業者の皆さんと行政が協働し、G30を推進してまいりました。

平成17年度のごみ量は、106万3千トンとなり、平成13年度に比べ、33.9%減少し、G30プランの目標である平成22年度を5年前倒しして、「ごみ30%削減」を達成しました。G30に対する市民・事業者の皆さんのご理解とご協力によるものであり、皆さんに心から感謝を申し上げます。

また、こうしたごみ減量結果を踏まえ、中長期的にもこの成果を持続していくことで、2つの焼却工場を廃止することとし、2工場で1,100億円の建て替え費用が不要となりました。さらには、平成17年度のごみ削減目標（27.7%削減）を達成することで、杉の木4,500万本（横浜全市域440k㎡と同じ面積の杉林に匹敵）が1年間に吸収する量に相当する63万トンの二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）削減という効果を発表しましたが、17年度のごみ量実績からは、さらなる削減効果が期待されます。こうした効果は、市民・事業者の皆さんのG30行動実践が生み出した成果であり、重ねて感謝申し上げます。

しかし、G30プランの「平成22年度にごみ量30%削減」という目標を達成するためには、現在の成果を一過性に終わらせてはなりません。

さらには、G30の基本理念である「循環型社会」の実現のためには、私たちのライフスタイルや社会システムを環境にやさしいものに変えていく必要があります。

そのためには、この成果を将来にわたって持続し、さらなるごみの減量・リサイクルを推進することで、ほんとうの意味でG30を成功させていかなければなりません。

次の世代に豊かな地球、美しい自然を残していくことが今に生きる私たちの責任です。

市民・事業者の皆さんのG30行動が、自然や地球の環境を守る大きな力となり、そして「環境行動都市の創造」へとつながります。

今後とも、市民・事業者の皆さんには、引き続きG30行動へのご理解とご協力をお願いいたします。

平成18年4月17日

横浜市長 中田 宏



# 目次

第1	「横浜G30プランの検証と今後の展開（ローリング）」について	1
第2	G30プランの検証	
1	市民・事業者の皆さんが支えたG30の推進	
(1)	行政による仕組みづくりと普及啓発	3
(2)	市民・事業者の皆さんによるG30行動と自主的な取組	4
2	G30の施策展開とごみ量の実績	
(1)	ごみ量の実績	5
(2)	資源の回収量の実績	8
(3)	家庭から出されるごみと資源の総量	10
(4)	ごみの分析	11
3	G30の成果	
(1)	財政的効果（焼却工場の廃止）	12
(2)	財政的効果（最終処分場の延命化）	13
(3)	環境負荷低減効果	14
第3	G30プランの今後の展開	
1	目標と課題	
(1)	分別の徹底と定着	15
(2)	リデュース・リユース、そして新たなリサイクル	16
2	数値目標	17
3	取組の方向性	
(1)	分別の徹底と定着（ごみ減量の成果の持続に向けて）	17
(2)	リデュース・リユース、そして新たなリサイクル（さらなるごみ減量・リサイクルに向けて）	18
第4	施策別の検証と今後の展開	
1	ごみの減量・リサイクルの推進	
(1)	G30の普及啓発	21
(2)	家庭系ごみの減量・リサイクル	28
(3)	事業系ごみの減量・リサイクル	36
2	効率的な執行と市役所サービスアップ	
(1)	効率化の推進	39
(2)	市民・事業者の皆さんへのサービスアップ	41
3	安全な処理と安定したリサイクル	
(1)	安全な処理の推進	44
(2)	安定したリサイクル	47
4	環境にやさしい、きれいなまちづくりの推進	
(1)	クリーンタウン横浜事業	49
(2)	不法投棄防止	49
(3)	放置自動車対策	50

## 第1 横浜G30プランの検証と今後の展開（ローリング）について

平成13年度当時、横浜市のごみ量は、人口の伸びを上回って増加し、環境への負荷も増大していたことから、これまでの焼却処理、埋立処分を中心とする廃棄物対策からの転換が求められていました。

そこで、大量生産・大量消費・大量廃棄などの仕組みを見直すとともに、有限な資源を大切に、可能な限り再利用・リサイクルする循環型の社会システムを構築するため、「平成22年度における全市のごみ量を平成13年度に対して30%削減する」という具体的な目標を定め、市民・事業者の皆さんと協働し、一体となっておみ減量・リサイクルに取り組む「横浜G30プラン」を策定しました。

行政が、ごみ減量・リサイクルの仕組みを作り、市民・事業者の皆さんと協働して、分別品目の拡大事業を始めとする様々な取組を進めてきた結果、平成17年度にはごみ減量30%を5年前倒して達成し、さらには、2つの焼却工場廃止による1,100億円の経費削減と63万トンの二酸化炭素削減という環境負荷低減の効果を生みだしました。

しかし、これまでの成果を楽観視することはできません。ごみ減量の成果を将来にわたって持続することの難しさは他都市の例を見れば明らかであり、ごみ減量の成果が一過性であれば、G30は成功したことにはならないからです。

このため、ごみ減量の成果を将来にわたって持続させるとともに、さらなるごみの減量・リサイクルを推進していくことが今後の最大の目標となります。

「徹底したごみの分別とリサイクル」といったG30行動を実践していただくとともに、これをきっかけとして、市民グループの皆さんによる分別キャンペーンや啓発活動、分別・リサイクルに徹底的に取り組む事業所などが拡大しつつあり、こうした市民・事業者の皆さんの主体的・自主的な取組、いわば「市民の力」が、ごみ減量とともに財政的効果と環境負荷低減効果を生みだしました。

今後、循環型社会の構築を目指し、G30をさらに推進するため、一人ひとりの市民、各種市民団体、NPO、事業者の皆さんの「市民の力」が存分に発揮されるような施策展開を図っていくことが求められています。

そこで、これまで実施してきた様々な施策・事業の振り返りやごみ量実績の分析を行うことなどにより、「横浜G30プラン」を検証するとともに、検証作業の中で浮かび上がってくる課題を整理し、今後の施策展開について検討する、「横浜G30プラン」の「ローリング」を行います。

## 「横浜G30プラン」(平成15年1月策定)の概要

### 【策定の趣旨】

大量生産・大量消費・大量廃棄の一方通行型の社会経済システムは、物質的な豊かさを私たちにもたらした一方で、地球上に様々な問題を引き起こしています。

そのひとつである環境問題は、ごみ問題や開発による緑地の消失など、身近な生活環境の問題から、二酸化炭素による温暖化など、ひとつの国や地域にとどまらない地球環境問題にまで拡大しています。このまま対策を講じなければ、次の世代に良質な都市環境・地球環境を引きつづぐことが不可能となります。

そこで、横浜市では、平成14年12月に発表した市政運営における政策面での基本的な指針である中期政策プランの中で、めざすべき都市像のひとつとして「地域から地球に広がる環境行動都市の創造」を掲げ、その実現に向け、「平成22(2010)年度における全市のごみ量\*を平成13(2001)年度に対し30%削減する」という廃棄物対策における目標を定めました。

\*ごみとして排出されるもののうち、資源物として排出されるものを除く量

また、平成15年1月8日には、この目標達成に向けて、市民・事業者の皆さんの参加と協力により、ごみの減量・リサイクルに取り組むため、市長自らが横浜市民の代表として、「横浜G30行動宣言」を発するとともに、「G30行動」の具体的な施策を盛り込んだ一般廃棄物処理基本計画を「横浜G30プラン」として策定しました。

「横浜G30プラン」は、市民・事業者の皆さんの環境意識の高まりや循環型社会形成推進基本法をはじめとする法体系の整備、非「拡大・成長」の時代への移行など、社会経済状況の変化に対応し、焼却・埋立処分を中心とする廃棄物対策からの転換を図り、循環型社会を構築するため、横浜市廃棄物減量化・資源化等推進審議会の答申をふまえ、市民の方々の意見をできるだけ取り入れながら、中期政策プランとの整合を図り、平成5年に策定した一般廃棄物処理基本計画を改定したものです。

### 【基本理念】

ごみ問題を環境問題、資源・エネルギー問題の一環としてとらえ、廃棄物による環境への負荷をできる限り低減するため、廃棄物の発生を抑制するとともに、徹底した分別をはかり、再生利用を推進することで、限りある資源・エネルギーの消費の節減と循環的な利用を促進し、市民・事業者の皆さんと行政が協働し、一体となって「循環型社会」の実現をめざします。

## G30のこれまでの主な施策展開

### 【平成15年】

- |       |   |
|-------|---|
| 1月    | 「横浜G30行動宣言」、「横浜G30プラン」発表                            |
| 4月    | 「ヨコハマはG30」推進本部設置                                    |
| 6月～8月 | 各区G30推進本部設置、地域G30活動委員会設置                            |
| 10月   | 家庭ごみ分別収集品目拡大モデル事業開始                                 |
| 12月   | 事業系ごみについてリサイクル可能な古紙と産業廃棄物の木くず等の焼却工場への搬入を停止、搬入物検査の強化 |

### 【平成16年】

- |     |                     |
|-----|---------------------|
| 10月 | 家庭ごみ分別収集品目拡大の6区先行実施 |
|-----|---------------------|

### 【平成17年】

- |    |                   |
|----|-------------------|
| 4月 | 家庭ごみ分別収集品目拡大の全市展開 |
|----|-------------------|

## 第2 G30プランの検証

### 1 市民・事業者の皆さんが支えたG30の推進

G30プランの目標である「ごみ減量30%」の達成に向けて、市民・事業者の皆さんが参加・協力できるごみ減量・リサイクルの仕組みをつくり、行政が市民・事業者の皆さんに説明し、積極的に働きかけ、協働して、分別の徹底などのG30行動に取り組んできました。

#### (1) 行政による仕組みづくりと普及啓発

市民・事業者が参加・協力できる仕組みづくり

##### 【家庭系】

G30の大きな柱である家庭ごみの徹底的な分別とリサイクルの推進に向け、すべての市民の皆さんが参加・協力できる仕組みをつくりました。

まず、G30行動の全市的な組織として『『ヨコハマはG30』推進本部』、区ごとの組織として「区G30推進本部」、「地域G30活動委員会」を設置し、地域にきめ細かく対応できる体制を整備するとともに、市民の皆さんによるG30サポーター（登録ボランティア）を創設しました。

これにあわせ、収集事務所を中心に、職員一人ひとりがG30の広報・宣伝マンの役割を担うとともに、市民・事業者の皆さんに適切なアドバイスができる体制を整備しました。

また、分別収集品目を、5分別7品目から、プラスチック製容器包装や古紙・古布などを追加して10分別15品目に拡大するとともに、市民の皆さんの自主的取組である資源集団回収の拡充を図ってきました。さらに、常設の資源物回収拠点である「資源デポ」の増設、収集事務所や焼却工場、公園等の拠点を利用して資源を回収する「センターリサイクル」の実施等、資源物回収のための受け皿整備を進めてきました。

##### 【事業系】

リサイクル可能な古紙は分別してリサイクルすることとし、また、建設木くずについても民間のリサイクル施設が整備されてきた状況があり、リサイクルを進めるため、焼却工場での受入を停止しました。

これにあわせて、工場での搬入物検査を強化し、不適正な搬入を防ぐとともに、びん・缶・ペットボトルなどの資源物についてもリサイクルルートに誘導しています。

#### G30の普及啓発

G30に関心を持っていただき、行政がつくる仕組みに市民・事業者の皆さんに参加・協力していただけるよう普及啓発を推進してきました。

まず、「ヨコハマはG30」の標語を、様々なイベントで掲示するとともに、市が発行するすべての広報印刷物へ刷り込む、公用車などに標語のステッカーを貼るなど、あらゆる機会を捉えてPRし、「G30って何だろう」と関心を持っていただくための取組を行ってきました。

さらに、G30のロゴやマスコットを公募するとともに、G30テーマソング「いいね！横浜G30」を作成することで、市民の皆さんに広くG30を知っていただくことに努めてきました。そのほか、国際仮装行列や各区・地域でのイベントへの参加、商店街・スーパーマーケット等と連携したキャンペーンなどを行うなど「G30」の浸透を図りました。

### 【家庭系】

家庭ごみの分別排出を徹底するため、自治会・町内会単位できめ細かな住民説明会を開催し、徹底した分別・リサイクルの仕組みへの積極的な参加を働きかけるとともに、市民の皆さんのご理解とご協力を得ながら、集積場所での啓発活動や分別されていないごみの取り残しなどを実施しました。さらに、収集事務所等の現場職員による出前講座や市内全小学校を対象とした焼却工場見学なども実施してきました。

### 【事業系】

各種業界の集まりに出向くなど、様々な機会をとらえて「横浜G30プラン」の趣旨や必要性を事業者へ説明し、ごみ減量・リサイクルの実践を働きかけてきました。

また、事業系ごみの基本的な分別方法のリーフレットを作成し、家庭ごみの分別収集拡大に併せ全事業所へ送付して、分別の徹底を働きかけました。



地域における普及啓発活動

## (2) 市民・事業者の皆さんによるG30行動と自主的な取組

市民や事業者の皆さんに、行政のつくった仕組みに参加・協力していただくことで、G30行動が実践され、さらには、こうした協働の取組みがきっかけとなり、自主的・自発的なごみ減量・リサイクル活動や環境に配慮した行動などが始まっています。

### 市民の皆さんの取組

分別の徹底などのG30行動をきっかけに、地域や家庭内でのコミュニケーションが生まれ、さらに、自主的にキャンペーンや啓発活動を実施されるグループが出てきたほか、ごみ・環境への意識の高まりから、マイバックの持参や余分な包装を断るなどのごみ減量行動も現われてきています。また、こうした市民の皆さんのごみ減量行動が、事業者の皆さんのごみになりにくい商品の開発や簡易包装の推進などの取組みを促しています。



市民による集積場所等での活動

### 事業者の皆さんの取組

ごみの減量・リサイクルの啓発や働きかけにより、事業者の皆さんの自主的な取組みも出てきています。横浜建設業協会の会員の皆さんは、G30モデル建設現場での分別や古紙の共同回収に取り組んでいます。また、分別・リサイクルに徹底的に取り組んでいる事業所もあります。こうした事業所については、分別優良事業所として認定することとしました。平成17年度は、5事業所を認定しました。

このように、「市民・事業者・行政の協働」そして「市民や事業者の皆さんによる主体的なG30行動」という、いわば市民や事業者の皆さんの力が、G30推進の大きな原動力となり、ごみ減量・リサイクルの成果と、財政的效果や環境負荷低減効果をもたらしました。

## 2 G30の施策展開とごみ量の実績

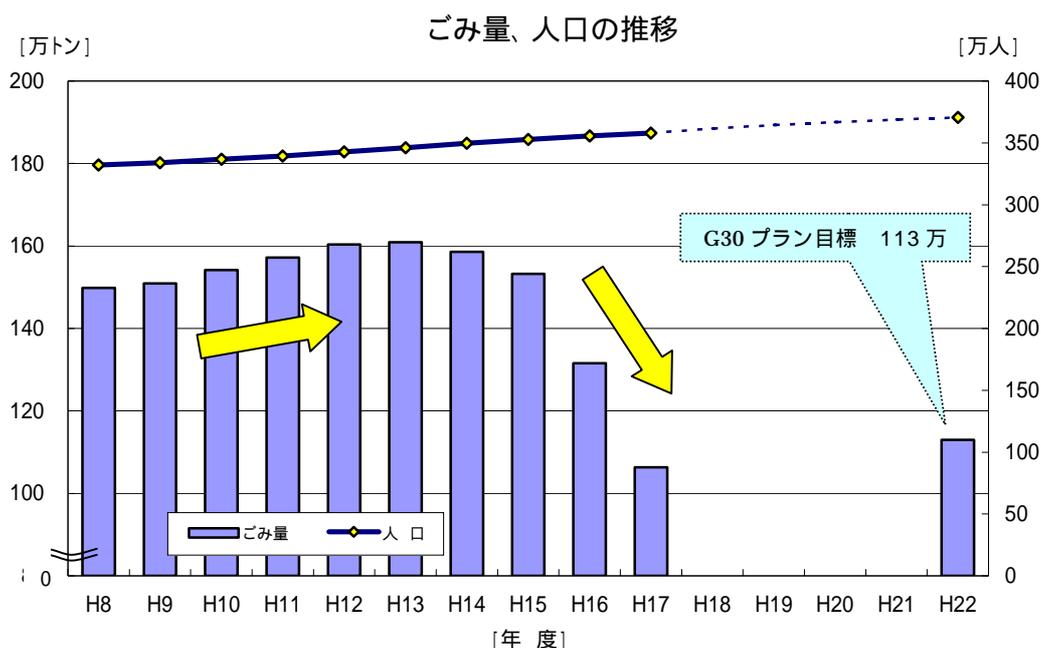
### (1) ごみ量の実績

#### 市全体のごみ量

横浜市のごみ量は、平成13年度の161万トンに対して、平成15年度は153万トン、平成16年度は132万トンに減少しました。さらに、平成17年度は106万3千トンまで減少し、「ごみ量30%減(対平成13年度比)」を5年前倒しして達成しました。

#### これまでの主な取組の経過

平成15年	1月	「横浜G30プラン」策定
平成15年	10月	市内約40,000世帯を対象に分別収集品目拡大モデル事業を実施
平成15年	12月	産業廃棄物である木くずや資源化可能な古紙等の焼却工場への搬入停止
平成16年	10月	市内6区(南、港南、磯子、金沢、泉、栄区)で分別収集品目拡大事業を実施
平成17年	4月	市内全域で分別収集品目拡大事業を実施

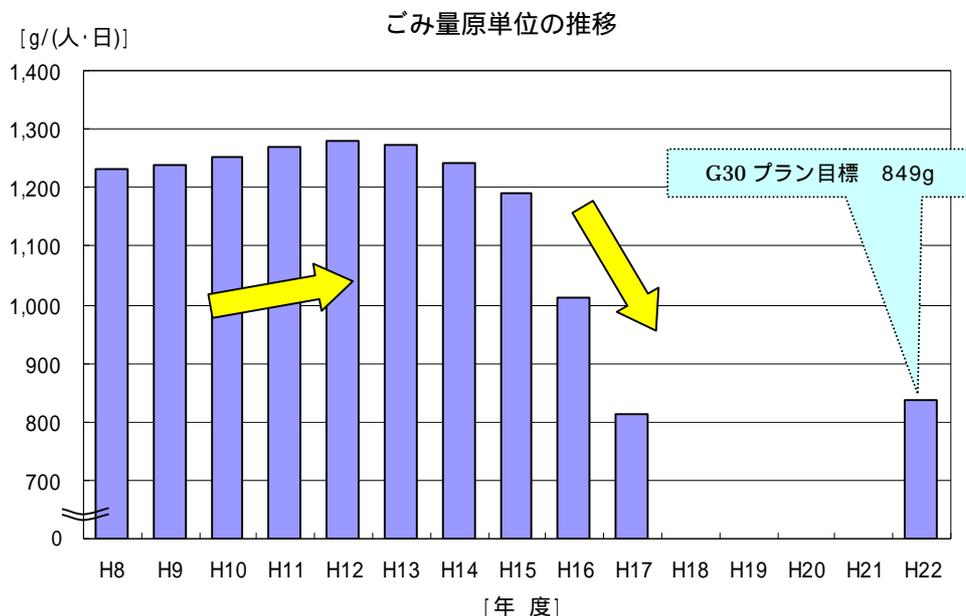


	平成13年度 実績	平成14年度 実績	平成15年度 実績	平成16年度 実績	平成17年度 実績	平成22年度 目標
市全体ごみ量(万トン)	161	159	153	132	106	113
対平成13年度比(単位:%)	-	1	5	18	34	30
人口(万人)	346	350	353	356	358	371
対平成13年度比(単位:%)	-	1.0	1.9	2.7	3.4	7.1

人口は各年度10月1日の人口です。また、平成22年度人口は、本市で平成16年度に推計した中位推計人口です。

### 市民ひとり一日あたりの市全体のごみ量（原単位）

横浜市の市民ひとり一日あたりのごみ量（原単位）は、平成 13 年度の 1,274 g /（人・日）に対して、平成 15 年度は 1,190 g /（人・日）、平成 16 年度は 1,011 g /（人・日）に減少しました。さらに、平成 17 年度は 814 g /（人・日）まで減少しました。

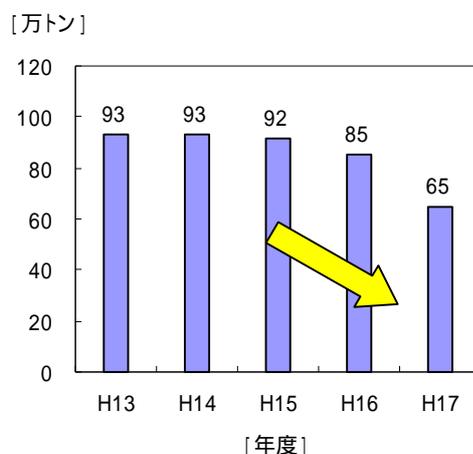


	平成 13 年度 実績	平成 14 年度 実績	平成 15 年度 実績	平成 16 年度 実績	平成 17 年度 実績	平成 22 年度 目標
ひとり一日あたりの市全体ごみ量原単位 (g/(人・日))	1,274	1,243	1,190	1,011	814	849
対平成 13 年度比(単位:%)	-	2	7	21	36	33

### 家庭系ごみ

家庭系ごみ量は、平成 13 年度の 93 万トンに対して、平成 17 年度には、28 万トン減少（ 30% ）し、65 万トンになりました。

【家庭系ごみの推移】



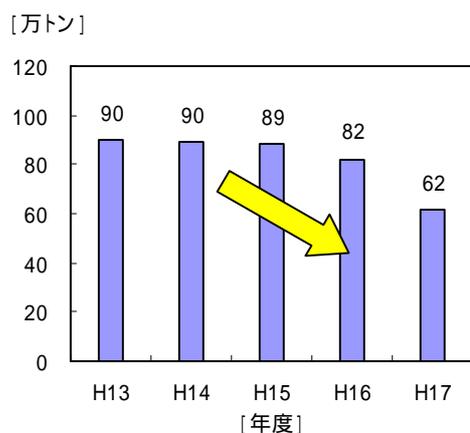
家庭系ごみは、「燃やすごみ（家庭ごみ）」と「資源物、その他(不法投棄等)のうち資源化できなかったもの」の合計です。

横浜市の人口は、平成 13 年度の 346 万に対して、平成 17 年度には、12 万人増加（3.4%）し、358 万人になりました。

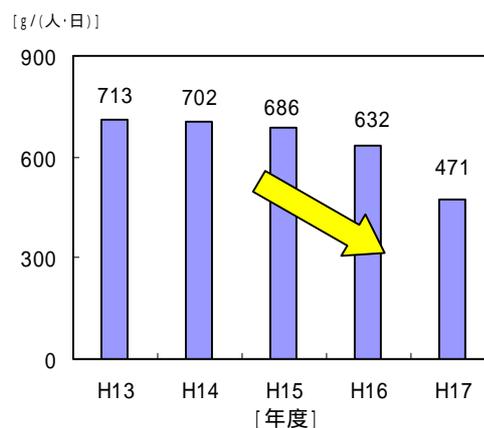
家庭系ごみのうち、家庭から出される燃やすごみ（家庭ごみ）は、3.4% の人口増にも関わらず、平成 13 年度の 90 万トンに対して、平成 17 年度には、29 万トン減少（ 32% ）し、62 万トンになりました。

また、市民ひとり一日あたりの家庭ごみ量（原単位）は、平成 13 年度の 713 g /（人・日）に対して、平成 17 年度には 242 g 減少（ 34% ）し、471 g /（人・日）になりました。

【燃やすごみ（家庭ごみ）の推移】



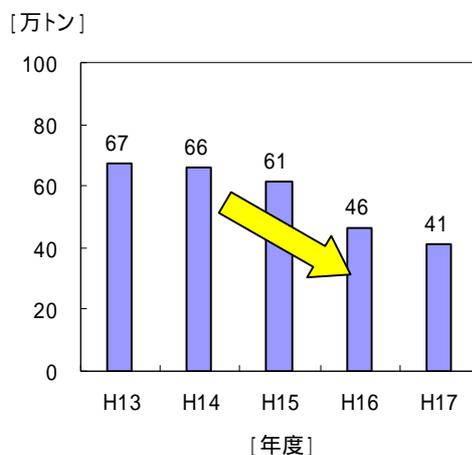
【市民ひとり一日あたりの家庭ごみ量の推移】



### 事業系ごみ

事業系ごみ量は、平成 13 年度の 67 万トンに対して、平成 17 年度には、26 万トン減少（ 39% ）し、41 万トンになりました。

【事業系ごみの推移】

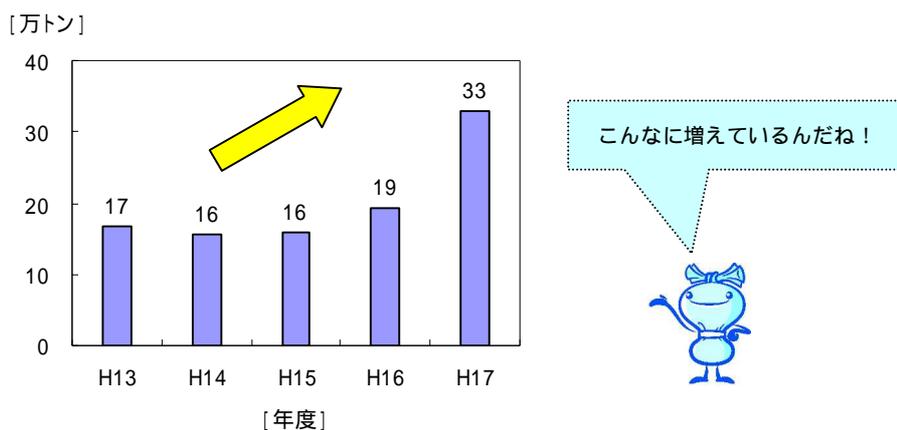


## (2) 資源の回収量の実績

資源の回収方法には、市内の自治会・町内会、子ども会等の団体が以前から実施している「資源集団回収」や、市民が自主的に持ち込みのできる常設の回収拠点である「資源デポ」、各区の収集事務所が実施している収集事務所や焼却工場、公園等の拠点を利用して資源を回収する「センターリサイクル」、集積場所で市が収集する「行政回収」の方法があります。

資源集団回収の促進や資源デポの整備はもとより、平成17年4月からの分別収集品目拡大事業の全市展開などの取組を進めてきた結果、資源の回収量は、平成13年度の17万トンに対して、平成17年度には、16万トン増加(95%)し、33万トンになりました。

【資源の回収量の推移】



資源回収量は「資源集団回収」、「資源デポ」、「センターリサイクル」、「行政回収」の合計です。ただし、資源集団回収は速報値です。  
資源の回収量のうち「行政回収」による資源の回収量は、分別収集品目及びその他(不法投棄等)を収集後に資源化した量(资源化量)です。

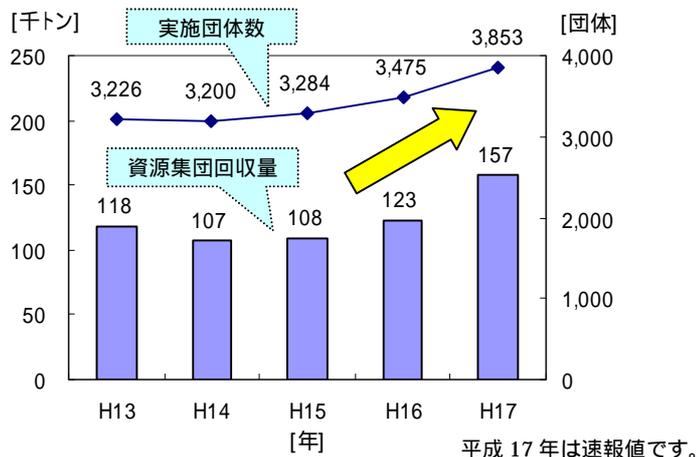
### 資源集団回収

古紙・古布等の回収は、地域における市民の皆さんの自主的な活動である資源集団回収を最優先の取組に位置づけています。本市では、資源集団回収の促進を図るため、実施団体へ奨励金の交付等による支援を行うとともに、未実施地区へ積極的に集団回収の実施を働きかけました。

資源集団回収量は、平成13年の11万8千トンに対して、平成17年には、3万9千トン増加(33%)し、15万7千トンになりました。

また、実施団体数も、3,226団体から、627団体増加(19%)し、3,853団体になりました。

【資源集団回収の推移】

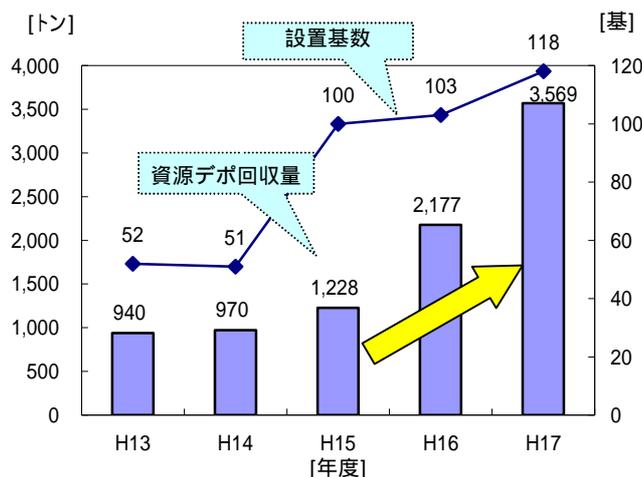


## 資源デポ

市民の皆さんが自主的に紙類や布類などを持ち込める常設の回収拠点（資源デポ）として、「港南資源回収センター」や、区役所・地区センター・コミュニティハウスなどの市民利用施設に「資源回収ボックス」を設置しています。平成 15 年度までに、市内 100 か所、全区に「資源回収ボックス」を拡充整備し、平成 17 年度に 118 か所となっています。

資源デポ回収量は、平成 13 年度の 940 トンに対して、平成 17 年度には、2,629 トン増加（280%）し 3,569 トンになりました。

【資源デポの推移】

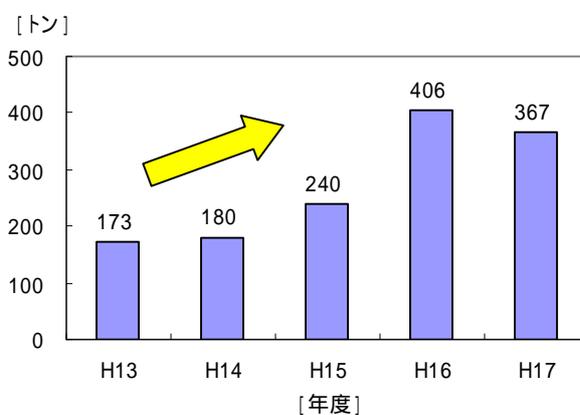


## センターリサイクル

各区の収集事務所では、古紙や古布、プラスチック製容器包装等の資源を収集事務所、焼却工場、公園等の拠点を利用して回収する「センターリサイクル」事業を展開しています。平成 15 年度は 4 区から 8 区へと、平成 16 年度は全 18 区へと事業を拡大して実施しました。

センターリサイクルの回収量は、平成 13 年度の 173 トンに対して、平成 17 年度には 194 トン増加（113%）し、367 トンになりました。

【センターリサイクルの推移】

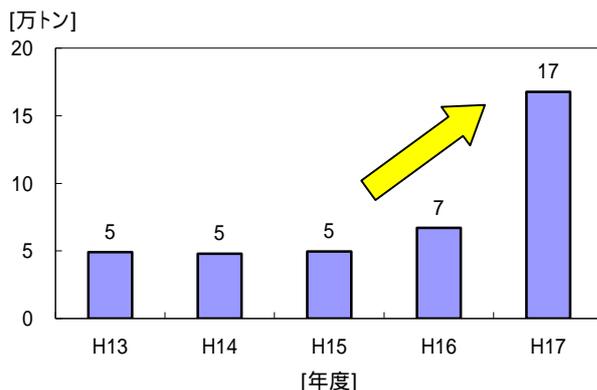


## 行政回収

家庭ごみの減量・リサイクルを進めるため、5分別7品目から10分別15品目に拡大する分別収集品目拡大事業を、平成15年10月から6区で先行実施し、平成17年4月からは市内全域で開始しました。分別収集した「プラスチック製容器包装」や「古紙」「古布」などの資源物は確実にリサイクルに努めています。

行政回収による資源の回収量は、平成13年度の5万トンに対して、平成17年度には、12万トン増加（242%）し、17万トンになりました。

【行政回収の推移】



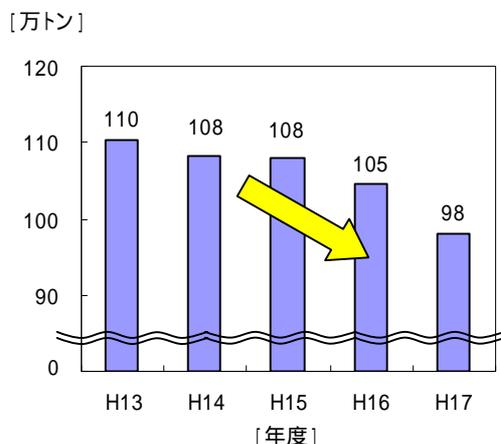
「行政回収」による資源の回収量は、分別収集品目及びその他（不法投棄等）を収集後に資源化した量（資源化量）です。

## （3）家庭から出されるごみと資源の総量

G30の推進により「ごみ量」は減少し「資源の回収量」は増加しています。「ごみ量」と「資源の回収量」をあわせた「家庭から出されるごみと資源の総量」は、平成13年度の110万トンに対して、平成17年度には、12万トン減少（11%）し、98万トンになりました。

ごみと資源の総量での減少は、資源が本市以外の回収（事業者の皆さんが行う店頭回収等）に出されるケースもあり、全てが発生抑制によるものとはいえません。しかし、この減少はごみの分別を通じて市民の皆さんの環境意識が高まり、「余分な包装を断る」「詰替え商品を選ぶ」「食べ残しをしない」などの減量行動が実践されたことも要因と考えられることから、発生抑制のひとつの目安になると考えています。

【家庭から出されるごみや資源の総量】



また、このような市民の皆さんのごみ減量行動は過剰包装の削減など事業者の皆さんの取組を促進することにつながります。



家庭から出されるごみや資源の総量は「家庭系ごみ」、「資源集団回収」、「資源デポ」、「センターリサイクル」、「行政回収」の合計です。ただし、「資源集団回収」は速報値です。

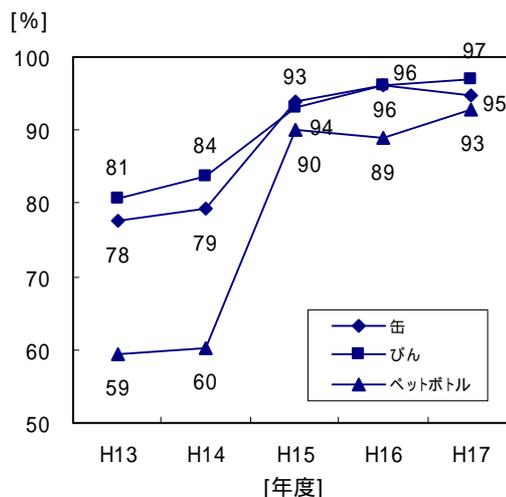
#### (4) ごみの分析

##### 分別率

従来からの分別品目である「缶・びん・ペットボトル」の分別率は、平成 13 年度の 59%～81% に対し、分別収集品目拡大事業を実施した平成 16 年度先行 6 区では 89%～96%、平成 17 年度（秋）は 93%～97% と、上昇する傾向がみられます。

分別拡大は、「分別品目をより正しく分ける」といった分別意識の向上にも大きな影響を及ぼしていると考えられます。

【分別率の推移】



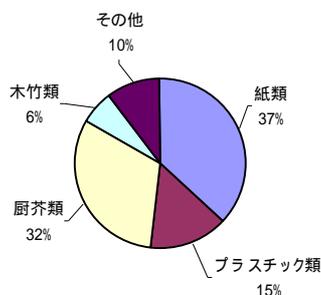
平成 15 年度はモデル地区、平成 16 年度は先行 6 区、平成 17 年度は全区秋の調査結果。

##### 家庭ごみ（燃やすごみ）の組成

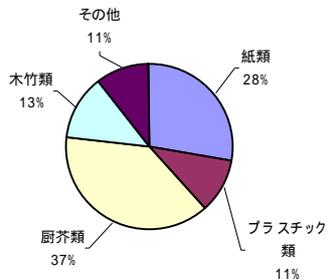
分別拡大前（平成 13 年度）と分別拡大後（平成 17 年度秋）の家庭ごみ（燃やすごみ）の組成を比較すると、古紙とプラスチック製容器包装などが新たに分別対象品目となったことから、紙類の組成割合は 37% から 28%（約 9%）、プラスチック類の組成割合は 15% から 11%（約 4%）減少しています。

【家庭ごみの組成調査結果】

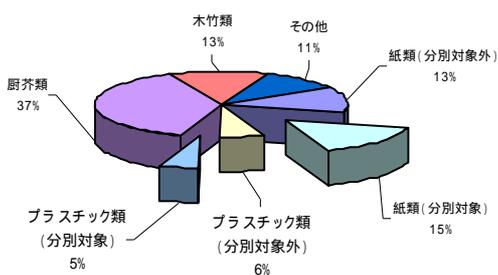
平成 13 年度



平成 17 年度（秋）



平成 17 年度（秋）（内訳）



しかし、分別拡大後の平成 17 年度（秋）でも、ごみ組成として紙類が 28%、プラスチック類が 11% を占める中で、分別対象となる古紙やプラスチック製容器包装等は、それぞれ 15%、5% と約半分を占めています。家庭ごみの中には、分別してリサイクルが可能な古紙やプラスチック製容器包装などがまだまだ多く含まれています。

(1) 財政的効果(焼却工場の廃止)

焼却工場の廃止による経費節減

ごみ量が大幅に減少したことを踏まえ、中長期的にもこの成果を持続していくことで、既に廃止している栄工場に続き、平成18年1月に港南工場を休止しました。この結果、将来予定されていた2工場あわせた全面建替え費用1,100億円(栄工場700億円、港南工場400億円)が節減されました。

また、運営費などの年間経費が約30億円節減されました。分別拡大における中間処理費用や再商品化委託料などの年間経費が約24億円かかっていますが、これを差し引いても約6億円の経費の節減となります。

なお、両工場の余熱利用施設(温水プール、老人福祉センター)の熱源は、専用ボイラーを設置して対応します。



また、栄・港南工場内の焼却設備については安全に撤去工事を行い、残った建物を、分別された資源物のストックヤード等として有効活用します。

コラム ありがとう！港南工場・栄工場

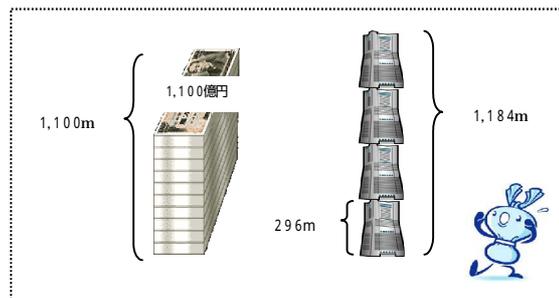
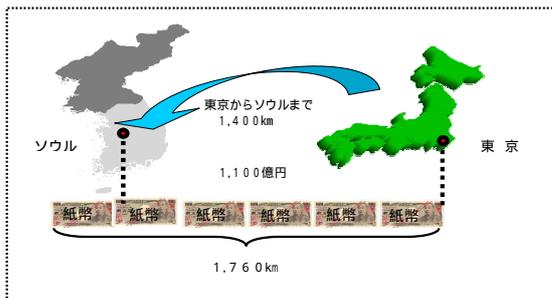
港南工場は32年間、栄工場は24年間、ごみの焼却を行ってきました。焼却したごみの総量は、1,373万トン、ランドマークタワー101杯分にもなります。長い間、横浜市のごみを安全に処理してきました。また、27万人もの人が工場見学に訪れました。

ありがとう！港南工場・栄工場



コラム 1,100億円ってどれだけすごい額なの？

1,100億円を横につなげると、約1,760kmになります。東京から韓国のソウルまでの距離が1,400kmです！また、1,100億円を上積み上げると、高さが約1,100mになります。これは日本一高い「横浜ランドマークタワー」の約4倍になります！



## (2) 財政的効果(最終処分場の延命化)

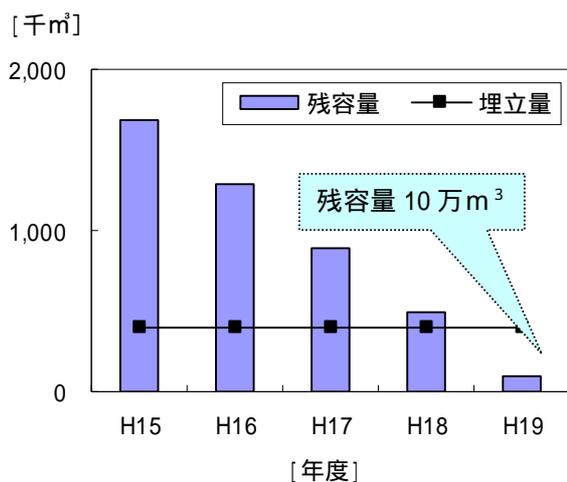
### 最終処分場の延命化による経費節減

横浜市では、神明台処分地(7次1、2期)と南本牧廃棄物最終処分場(第2ブロック)の2つの最終処分場で、不燃性のごみと焼却残さの埋立を行っています。「横浜 G30 プラン」を策定した当時、本市のごみ量は人口の伸びを上回って、年々増加する傾向にあり、そのままごみ量が推移すると、平成19年度当初に処分場の残容量は10万 $m^3$ となり、19年度中には処分場が不足することが予測されていました。

しかし、G30の推進によりごみ量が減少したことで、平成19年度当初の残容量は70万 $m^3$ になる見込みとなっています。プラン策定当時の予測に対して、増加した残容量60万 $m^3$ の価値を金額に換算すると83億円となります。

なお、長期・安定的に最終処分を行うため、現在、神明台処分地第7次3期部分の開設工事を行っているほか、南本牧ふ頭(第5ブロック内)に新規廃棄物最終処分場の整備に向けた準備を行っていますが、新規処分場についても、ごみ減量・リサイクルを進めることで、延命効果が期待できます。今後も、最終処分場の有効活用を図っていきます。

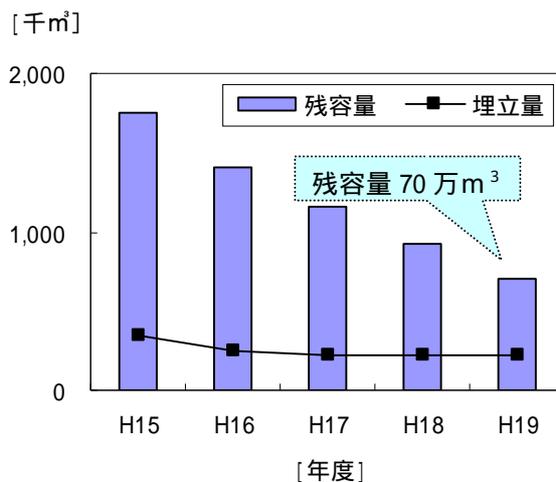
【G30プラン策定時の処分場残容量見込】



平成19年度中には埋立量が上回り、処分場が不足！！



【現時点の処分場残容量見込】



G30の推進により埋立量が減少！！



### (3) 環境負荷低減効果

焼却するごみ量が大幅に減少したことから、ごみ処理などに伴って発生する二酸化炭素排出量は、平成13年度に比べ、平成16年度は約36万トン(18%)減少し、平成17年度は、ごみ量削減目標「対13年度比27.7%」を達成することで63万トン(30%)減少する見込みです。(二酸化炭素排出量は、ごみの焼却に伴い発生するもののほか、収集車両が排出するもの、資源物をリサイクルした場合とリサイクルせずにバージン原料を使用した場合の差も含めて算出しています。)減少した二酸化炭素量63万トンは、杉の木4,500万本〔横浜市域(約440km<sup>2</sup>)の森林面積に匹敵〕が一年間に吸収する量にあたります。

なお、平成17年度のごみ量実績は、目標を大きく上回って減少しているため、二酸化炭素排出量についても、63万トンを超える削減が期待されます。平成17年度の二酸化炭素排出量実績については、まとめ次第お知らせします。

二酸化炭素排出量の増加は、地球環境問題のひとつである地球温暖化の主な原因となっていますが、G30を推進することによって二酸化炭素排出量が減少し、ごみによる地球環境への負荷が低減されていると考えられます。

#### 【二酸化炭素排出量】

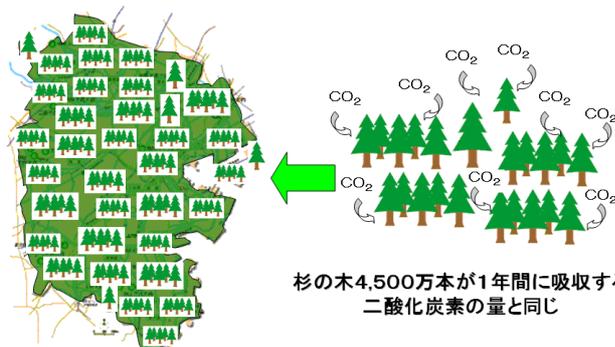
	平成13年度	平成16年度	平成17年度
二酸化炭素排出量(万トン)	207万トン	171万トン	144万トン
対H13比(削減率)	-	18%	30%
対H13比(削減量)	-	36万トン	63万トン

平成13、16年度は実績。平成17年度は、平成17年度目標を達成した場合の数値。

コラム 杉の木4,500万本分ってどうやって計算したの？

- ・ 杉の木は、二酸化炭素を成木1本、1年あたり、平均約14kg吸収します(財団法人 省エネルギーセンター資料より)。
- ・ 1haあたりの杉の本数は、通常、植林時に3,500本植え、間伐により成木1,000本となることから、1ha=1,000本としています。
- ・ 二酸化炭素削減量63万トン/年 ÷ 14kg / (本・年) = 4,500万本  
 $4,500万本 \div 1,000本 / ha = 45,000ha = 450km^2$  (横浜市面積 440km<sup>2</sup>)

平成17年度二酸化炭素削減量を杉林に換算すると



横浜市の面積(440km<sup>2</sup>)に匹敵

### 第3 G30 プランの今後の展開

#### 1 目標と課題

横浜市のごみ量は、平成13年度の161万トンに対して、平成17年度は106万3千トンにまで減少し、「ごみ量30%削減（対平成13年度比）」を5年前倒しして達成し、さらには、2つの焼却工場廃止による1,100億円の経費削減と63万トンを上回る二酸化炭素削減という環境負荷低減の効果を生みだしました。

今後は、「市民・事業者・行政が協働し、一体となって『循環型社会』の実現をめざす」という「横浜G30プラン」の基本理念の実現に向け、

ごみ減量の成果を将来にわたって持続させるとともに、さらなるごみの減量・リサイクルを推進していくこと

が最大の目標となります。

そこで、これまで実施してきた施策・事業の振り返りやごみ量の実績などを検証する中で、G30プランの今後の展開に向けた課題が明らかになりました。

#### (1) 分別の徹底と定着

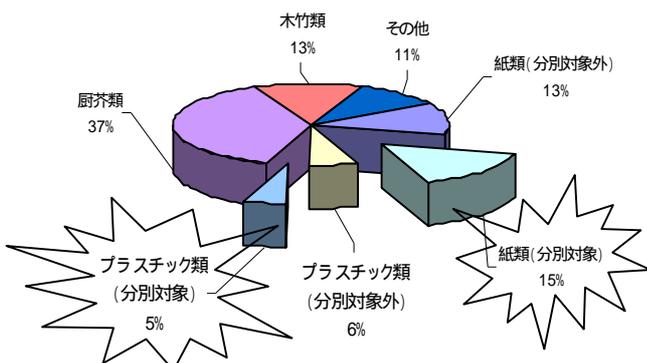
##### 家庭系

多くの市民の皆さんには、分別の徹底に取り組んでいただいておりますが、家庭ごみ（燃やすごみ）のなかには分別対象である古紙やプラスチック製容器包装などがまだ多く含まれているという「ごみ組成調査」の結果が出ています。

分別されていない家庭ごみの取り残しなどの実態を把握した上で、分別に協力的でない地域や家庭への対応が必要になっていきます。

「分別方法がわかりにくい」、「分別したものがどのようにリサイクルされているのかわからない」、「どのくらいごみが減っているのか実感できない」などの多くの声が寄せられております。市民の皆さんにより分かりやすく、取組の成果が実感できる情報提供が求められています。

家庭ごみ中に含まれる分別対象物  
（ごみ組成調査 17年秋実施）



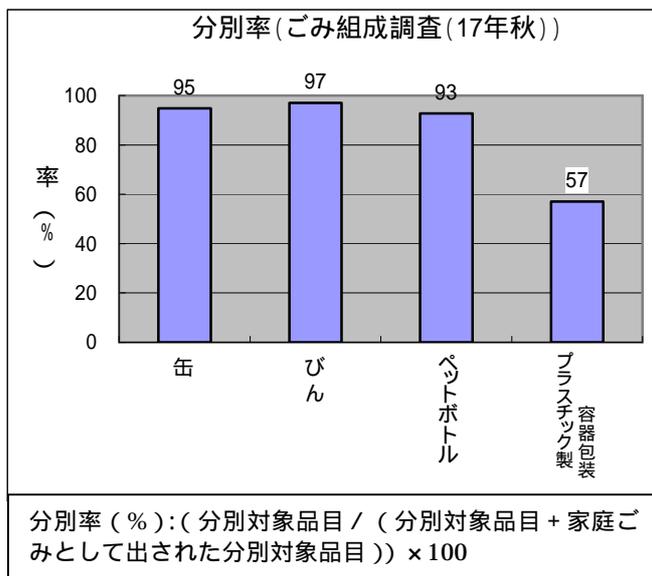
市民アンケート結果（17年実施）から

- ・プラスチック製容器包装の表示のないプラスチック製品の分別がわからない。
- ・プラスチック製容器包装に出してはいけないものがわかりにくい。
- ・古紙の出し方がわかりにくい。
- ・古紙の収集を月2回にしてほしい。

など

従来から分別していただいている缶・びん・ペットボトルに比べ、プラスチック製容器包装の分別率は低い結果となっており、その向上を図っていく必要があります。

現在の容器包装リサイクル法の制度は市がリサイクルの履行確認をする制度となっておりません。分別へのご理解とご協力を得るには、市民の皆さんが分別した資源物が確実にリサイクルされていることを確認していく必要があります。



#### 容器包装リサイクル制度における課題

- ・市町村が再商品化の手法の選択、履行の確認を行うことができない。
- ・プラスチック製容器包装の材料リサイクルにおいて、収集された容器包装の半分が残さとして処理されている。

市民の皆さんからは「古紙の収集回数が少ない」などの声が行政に寄せられており、収集回数の検討が必要になっています。

これまでのごみ減量の成果は、「市民の力」が大きな原動力となってもたらされたものであり、市民の皆さんの力がより一層発揮される環境づくりが求められています。

#### 事業系

事業系ごみは、排出事業者の分別排出と収集運搬業者の分別収集が進んできたことにより、リサイクルが推進されていますが、焼却工場に搬入される事業系ごみの中には、まだ資源物が一部含まれており、引き続き分別排出や分別収集の徹底を図っていくことが必要です。

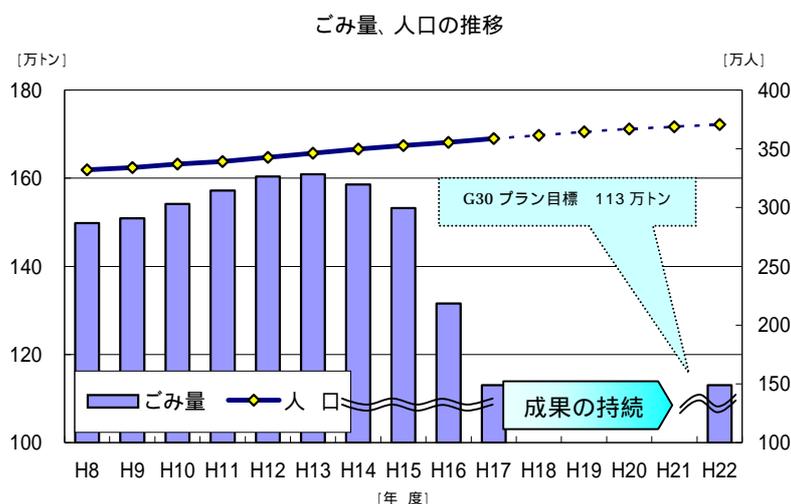
#### (2) リデュース・リユース、そして新たなリサイクル

市民の皆さんから「ものの製造や販売に関わる事業者のごみ減量・リサイクルの推進を促す働きかけをしてほしい」といった声も多く寄せられています。製造・販売事業者の皆さんによるさらなる発生抑制やリサイクルへの取組を促していく必要があります。

家庭ごみ(燃やすごみ)として排出されているものの中に、せん定枝など、工夫次第でリサイクルが可能となるものが含まれています。また、粗大ごみについて、家具類はリサイクルプラザで修理・販売していますが、修理することでリユースを促進することが可能なもの(家電品など)があり、これらのリユース・リサイクル可能なものを再使用・再利用していく必要があります。

## 2 数値目標

ごみ減量の成果を将来にわたって持続していくことから、引き続き、目標は「平成 22 年度におけるごみ量を平成 13 年度に対し 30%削減する」とします。なお、さらなるごみ減量・リサイクルを推進するため、各年度の具体的な数値目標については、市 G30 推進本部会議等においてごみ量の実績や実施する施策等を勘案して設定していきます。



## 3 取組の方向性

今後の展開に向けた課題の解決のため、「平成 22 年度におけるごみ量を平成 13 年度に対し 30%削減する」目標のもと、様々な取組を実施していきます。

### (1) 分別の徹底と定着（ごみ減量の成果の持続に向けて）

今後、目標を達成するには、「分別の徹底と定着」といった、市民・事業者の皆さんの G30 行動が不可欠です。そのため、市民・事業者の皆さんに、取組みの成果を実感していただくことで、市民満足度を高め、より一層、G30 に対する理解と協力を得てまいります。

#### 家庭系

分別に関心が薄く、分別が徹底されていない地域や家庭に対して重点的に普及啓発します。

集積場所における啓発活動や分別されていないごみの取り残しなど G30 の普及啓発に引き続き取組んでいきますが、特に、分別に関心が薄く、分別が徹底されていない地域や家庭に対する重点的な普及啓発に取組みます。

分別の意義、効果等を実感していただけるよう、きめ細かな情報提供を行います。

市民の皆さんの分別へのさらなるご理解とご協力を得るには、分別の意義、効果等について、実感していただくことが必要です。このため、「分別された資源物がどのようなものにリサイクルされているか」、「資源物の売却額やアルミ缶リサイクルによる節電量など、市民の皆さんにとって身近な効果をわかりやすい例で説明する」など、様々な広報媒体や説明会等を通じて、きめ細かな情報提供を行い、市民満足度の向上を図っていきます。さらに、市民の皆さんのごみ減量や分別に関するアイデア等を募集し、広く広報します。

G30をさらに推進するため、環境教育の機会を増加・充実します。

G30をさらに推進するためには、横浜の将来を担う子どもたちへの意識づけが重要で、「ひとりからの工場見学の受付」や「出前講座の実施」など、G30の普及啓発や環境教育の機会を増加・充実します。

リサイクルが確実に行われていることを確認できる体制を整備します。

現在、横浜市は、独自にリサイクル事業者に立入調査を実施するなどにより履行確認を行っていますが、さらに、ペットボトルの一部を国内でのリサイクルを条件に、容器包装リサイクル法のルート以外で売却し、市がリサイクルの履行確認を行うことのできる体制を整備します。

収集回数の検討など市民サービスの向上を図ります。

資源回収ボックスの設置状況やセンターリサイクルの実施状況について、きめ細かな情報を提供するとともに、資源集団回収の未実施地域への働きかけ、行政回収との実施日等の調整を図ります。さらに、効率的な事業推進の観点と合わせて収集回数の見直しについて検討します。

全市一律の施策から、区や地域などの特徴に応じた施策へと展開します。

これまでは分別品目の拡大など全市一律に施策を展開してきましたが、今後は、区や地域、居住形態などの特徴に応じた施策を展開します。

市民の皆さんのごみ減量・リサイクル行動を一層促進するしくみを作ります。

さらなるごみ減量・リサイクルの推進に向け、市民の皆さんによるG30行動の徹底・定着を図るため、市民の皆さんにインセンティブを与える手法や、分別に協力的な人と非協力的な人との公平性が担保できる手法・制度などについて検討・実施します。

#### 事業系

分別収集の徹底や適正処理を引き続き推進します。

事業者への啓発や働きかけ、事業所への立入調査、工場での搬入物検査を引き続き行い、分別排出及び収集運搬業者の分別収集の徹底を図っていきます。

「環境にやさしい取組み行動協定」に加え、エコパートナー制度を実施します。

これまで実施してきた「環境にやさしい取組み行動協定」の取組に加え、容器包装削減に意欲のある事業者の皆さんを「G30・ECOパートナー」として認定し、ごみ減量・リサイクルにつながる取組を推進します。

### (2) リデュース・リユースそして新たなリサイクル(さらなるごみ減量・リサイクルに向けて)

市民の皆さんにごみの分別に取組んでいただくことで、ごみ・環境問題への関心が高まり、「過剰な包装を断る」、「詰替え商品を選ぶ」などのごみ減量行動につながっています。さらに、このような市民の皆さんの行動は、簡易包装の導入など、製造・販売事業者の皆さんの取組にもつながります。

一方、循環型社会の実現には、リデュース、リユース、リサイクルといった3Rを推進することが必要です。そこで、市民・事業者の皆さんと協働して、リデュース、リユースに取組むとともに、新たなリサイクル施策を展開します。

市民・事業者・行政の協働でリデュースに取り組めます。

分別の徹底は、市民の皆さんの環境意識を高め、過剰な包装を断るなどの行動へとつながり、さらには事業者の皆さんの発生抑制をも促します。ものの流れの上流での製造・販売事業者の皆さんにリデュースの取組を促すためにも、市民・事業者の皆さんに、分別・リサイクルへのさらなるご理解とご協力を得るとともに、リデュースを働きかけていきます。

ガラス残さや、せん定枝のリサイクル、粗大ごみ中の家電製品のリユースに取り組めます。

これまで埋め立てていたガラス残さやこれまで焼却していたせん定枝などのリサイクル、粗大ごみとして出されていた家電製品の売却によるリユースなど、新たなリユース・リサイクルの推進に取り組めます。

~~~~~

《市民・排出事業者の皆さんへ》

「横浜G30プラン」では、市民や排出事業者は「ものを長く使う、徹底した分別をする」、製造・販売事業者は「ごみになりにくい製品を開発・採用する」など、それぞれが果たすべき役割を示しています。

実際に、市民の皆さんに、ごみの分別というG30行動に取り組んでいただいたことで、環境意識が高まり、ごみそのものを減らす行動へとつながり、さらには、こうした行動が、製造・販売事業者にごみになりにくい製品の開発や簡易包装の推進などの発生抑制（リデュース）の取組を促します。すなわち「分別の徹底」は「発生抑制」にもつながっており、市民・排出事業者の皆さんのG30行動は、生産・販売段階のいわゆる、ものの流れの上流におけるごみ減量・リサイクルを推進させる原動力となります。

こういった意味で、「循環型社会」の実現の成否は、市民・排出事業者の皆さんの力にかかっているといっても過言ではありません。

そこで、市民・排出事業者の皆さんには、「分別の徹底」の大切さを改めて認識していただくとともに、「ごみ」という視点から「生活や業務全般」を見つめていただき、「ものを大切にし、ごみそのものを減らす」ことについて考え、そして実践していただきますようお願いいたします。

【具体的取組】

市民の皆さん

各家庭に配布されている「ごみと資源の分け方・出し方」パンフレットや資源循環局ホームページ等で分別区分を確認するなどして、分別排出を徹底する。

資源集団回収や資源回収ボックス、センターリサイクルも積極的に活用し、資源物のリサイクルを徹底する。

地域で開催されるフリーマーケットを利用するなどリユースを実践する。

「過剰な包装を断る」「詰め替え商品を選ぶ」など、ごみそのものの削減（リデュース）につながる取組みを実践する。

環境ラベル（エコマーク等）のある商品を選ぶなどリサイクル品を積極的に購入する。

排出事業者の皆さん

ごみそのものを削減する。

リユースの取組を行う。

極力再生品を使用する。

ごみを排出する際は、徹底的な分別とリサイクルを行う。

## 《製造・販売事業者の皆さんへ》

市民の皆さんから、「市民にばかり分別を求めるのではなく、ものを作る事業者に、ごみになりにくい製品、リサイクルしやすい製品をつくってもらうことが必要ではないか」といった声が多く寄せられています。

循環型社会の実現には、「生産・販売段階の、いわゆるものの流れの上流においてごみの減量・リサイクルのための取組みを推進すること」が必要です。G30の推進により、環境意識が高まりつつある横浜において、今こそ、製造・販売に係る事業者の皆さんには、「拡大生産者責任」の考え方に基じた積極的な取組みをお願いします。

ごみになりにくい製品の開発・採用とともに、環境に配慮した製品の積極的なPRなどに取り組んで下さい。

### 【具体的取組】

壊れにくい製品や長持ちする製品を製造し、環境負荷を少なくする。

使い捨てにならない製品づくりをする。

壊れた製品の修理体制を確保する。

リサイクル技術の開発に取り組む。

リサイクルしやすい製品の開発に取り組む。

適切なリサイクルや処理・処分を行うことができるよう、製品情報を公開する。

使用済みの製品を回収しリサイクルする仕組みを構築する。

廃棄処分される際、環境負荷が極力少なくなるような製品づくりをする。

製品の流通や販売時において、できるだけごみを出さない工夫をする。

(例:「通い箱」の使用や、「簡易包装」の推進など)

紙やプラスチック製の容器包装などの店頭回収を行う。

## 《市役所の取組》

今後、ごみ減量の成果を将来にわたって持続させるとともに、さらなるごみの減量・リサイクルの推進に向け、市民・事業者の皆さんとの協働の取組みをより積極的にコーディネートしてまいります。

「分別の徹底と定着」に向けて、市民・事業者の皆さんにG30の取組みの成果を実感していただき、市民満足度を高め、より一層のご理解とご協力を得られるよう、施策を展開してまいります。

また、「さらなるごみの減量・リサイクルの推進」に向けて、リデュース、リユース、リサイクルといった3Rを一層、推進するとともに、新たな取組を逐次導入していきます。

さらに、横浜市役所も排出事業者として、率先した「市役所ごみゼロ」の取組みを推進するとともに、取組み内容を積極的に公表し、民間事業者の皆さんのG30行動を促してまいります。

### 【具体的取組】

市民・事業者の皆さんが取組の成果を実感できるよう、身近な成果など、きめ細かな情報の提供・普及啓発を行います。

区や地域との連携を深め、市民・事業者の皆さんの自主的・自発的なG30行動を支援します。

各種リサイクル制度の改善など、関係機関に働きかけます。

3Rを推進してもなお残るごみについて、適正に処理・処分します。

人員や施設の有効活用を図り、効率化を推進します。

排出事業者として、「市役所ごみゼロ」を引き続き推進するとともに、生ごみやせん定枝などのリサイクルについても、実施してまいります。

## 第4 施策別の検証と今後の展開

### 1 ごみの減量・リサイクルの推進

#### (1) G30の普及啓発

##### ■ G30行動の推進

G30を推進するため、『『ヨコハマはG30』推進本部』などの体制の整備、イベントや広報媒体など様々な普及啓発活動、地域における住民説明会・集積場所での啓発などの市民の皆さんと協働した取組などを実施してきました。

##### ● G30 推進に向けた体制の整備・拡充・強化

平成15年度に、市長を本部長とする『『ヨコハマはG30』推進本部』、各区に「区G30推進本部」を設置し、市民・事業者・行政が協働し、ごみ減量・リサイクルを推進するための行動計画の作成や進行管理を行っています。



「ヨコハマはG30」推進本部

地域では、全市で252地区の「地域G30活動委員会」や、G30サポーター（全市約2,000人）が中心となり、地域特性を活かした、市民主体のG30行動を実施しています。

##### ● 徹底した啓発活動の推進

市民・事業者の皆さんに幅広く「横浜G30プラン」の周知を図り、G30行動を推進するため、ザよこはまパレード（横浜国際仮装行列）や横浜開港祭など、多くの市民の皆さんが集まるイベントに積極的に参加しています。このほか、モーニング娘。などG30の趣旨に賛同した著名人の方々に、ボランティアで「G30広報大使」として様々な場所でG30のPRをしていただいています。また、パンフレット、ホームページなどの広報媒体を活用して徹底した啓発活動を行っています。



各種イベントでの啓発活動

## ●市民・事業者の皆さんと協働したG30 行動推進の取組

家庭ごみの分別収集品目拡大にあたり、自治会・町内会や地域G30活動委員会の協力のもと、区G30 推進本部や収集事務所が中心となって、約 11,000 回に及ぶ住民説明会や集積場所における早朝啓発（約 2,200 回）、駅頭キャンペーン（約 470 回）などを実施しました。

さらに、分別方法を説明したパンフレットを全戸配布して、分別排出の周知徹底を図りました。また、分別説明用ビデオや資源物のリサイクルルート解説ビデオを作製し、住民説明会で活用するとともに、全自治会・町内会に配布し、自主的な取組に役立てていただいています。

事業系ごみについては、事業者の皆さんにごみ減量・リサイクルの実践を働きかけるため、各種業界の集まりに出向くなど様々な機会をとらえて、G30プランの趣旨や必要性を説明しています。さらに、事業系ごみのごみと資源の分け方についてのリーフレットを作成し、約 10 万事業所へ送付して分別の徹底を図っています。



今後とも、市民・事業者の皆さんへのG30行動の着実な浸透を図るため、各種イベントや様々な広報媒体を活用し、効果的な啓発活動に取り組んでいきます。また、ごみの分別が徹底されていない地域や家庭が、まだみられます。分別が徹底されていない地域や家庭などに対する重点的な啓発を行っていきます。

## ●地域における取組

環境事業推進委員や地域G30活動委員会等に代表される地域ボランティアの皆さんが連携し、自治会・町内会等の行事や出前講座で、ごみの分別方法をわかりやすく説明したり、住民説明会や集積場所での分別指導に取り組んでいます。

また、市民の皆さんによるごみ減量・リサイクルを推進するための自主的な組織も立ち上げられ、商店街での分別キャンペーンや分別説明会を実施するなど、分別品目の拡大をきっかけとした、市民・事業者の皆さんによる自主的・自発的な取組が進んでいます。



地域G30活動委員会の委員による集積場所等での活動

これまで市民・事業者の皆さんとの協働によりごみの減量・リサイクルを進めてきましたが、市民・事業者の皆さんの自主的・自発的なごみ減量行動へつなげていくことが求められています。

主体的な活動をより一層推進していくため、ごみを減らすための具体的な行動・排出ルール、ごみ減量による市民に身近な成果について分かりやすく伝え、各区・事務所と地域の連携を図り、地域におけるごみ減量・リサイクル行動を推進していきます。

#### ■ G30行動推進のための表彰制度

「ヨコハマはG30」の推進に功績のあった個人・団体・事業者を表彰する「横浜環境行動賞『ヨコハマはG30』推進者表彰式」を開催しています。

平成17年度からは、「分別優良事業所認定制度」や、「事業系一般廃棄物収集運搬業優良事業者認定制度」を創設し、表彰制度の拡充を図っています。

今後も、市民・事業者の皆さんによるごみ減量・リサイクルの取組の推進と、G30行動の地域社会への定着を図るため、各種表彰事業を実施していきます。



横浜環境行動賞「ヨコハマはG30」推進者表彰式

#### 《コラム①》 ウェステック2006の横浜開催

国内をはじめ海外からも多数の企業が参加する国内有数の展示会である「ウェステック ー廃棄物処理・再資源化展ー」が今年からパシフィコ横浜で開催されます。開催都市として、横浜から全国へG30を発信するとともに、市民・排出事業者の皆さんに、廃棄物処理や再資源化の最新技術に触れていただき、関心を一層高めていただきます。また、市民団体やNPO、学校などの出展や周辺施設でのG30イベントなどを開催し、多くの市民やNPOが参加できる総合イベントとする予定です。

## ■情報公開の推進

市民・事業者の皆さんのごみ減量・リサイクルに対するさらなる理解と協力を得るため、各種広報を活用して、ごみ量の削減状況、G30の推進による環境負荷の低減効果及び財政的効果、焼却工場や処分場の周辺環境調査の結果などを公表しています。

これまでのG30の成果を持続させるため、継続した市民・事業者の皆さんの協力が必要です。

今後も、市民・事業者の皆さんがごみ問題を正しく理解し、具体的な行動の動機付けとなるよう、資源物の売却による歳入の増加などの個別の取組の成果、ごみ減量が環境に与える効果についての情報を、ホームページのほか、収集事務所・工場における普及啓発活動や各種イベントなど、様々な機会を通じて、積極的に情報提供していきます。

## ■環境教育の推進

子どものころからごみ問題を通して「ものを大切に作る心」を育むことができるよう、市内の全小学校4年生（国、私立含む）を対象に環境副読本を配布し、総合学習等の教材として活用しています。収集事務所では、職員自らが講師となり、小・中学校や自治会・町内会等へ直接赴いて、ごみ量の状況や処理のしくみを説明する「出前講座」や「出前塾」を実施し、ごみ減量・リサイクルの普及啓発に積極的に取り組んでいます。また、焼却工場では、市内全小学校の4年生を対象に、社会科見学のひとつとして施設見学を受入れているほか、市民の皆さんを対象とした少人数の見学会も実施するなど、環境教育の機会の充実を図っています。

今後は、「ひとりからの工場見学の受付」や「様々な機会を捉えた出前講座の実施」などG30の普及啓発や環境学習の機会を増加し、子ども向けの環境教育を充実させ、G30に対する理解を深めていきます。



環境教育の事業風景



工場見学の様子



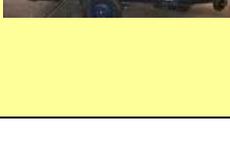
環境副読本

### 【焼却工場への見学者数】

|         | 平成13年度 | 平成14年度 | 平成15年度 | 平成16年度 | 平成17年度 |
|---------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 件数(件)   | 470    | 389    | 558    | 583    | 627    |
| 見学者数(人) | 22,014 | 20,359 | 32,780 | 33,796 | 36,131 |

《コラム②》 各事務所もG30の成果の維持に向けて積極的に取り組んでいます！

|      |                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                       |
|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 鶴見   | <p>「三ッ池公園環境フェスティバル」等のイベントにおいてG30啓発ブースを設置して、クイズ形式も交えて分別方法の説明を行うほか、リサイクル後の製品を展示するなど、広報啓発活動に取り組んでいます。また、鶴見リサイクルプラザ主催の「リサイクル講演会」に参加して、市民の皆さんにG30の進捗について報告をおこなうとともに、レジ袋削減に有効な風呂敷の活用を働きかけています。</p>                         |    |
| 神奈川  | <p>三ッ沢競技場において、サッカーJリーグの試合開催にあわせて、へら星人ミーオが選手とともに、「ヨコハマはG30」への協力を観客に呼びかけています。また、神奈川大学の「神大フェスタ」に参加するとともに、事前に、実行委員へ「エコフェスタ」の実施を働きかけ、再使用可能なエコ容器の導入、来場者への分別の細分化・徹底を実現しています。</p>                                            |    |
| 西    | <p>市民の皆さんにG30をより一層周知徹底し、協力を得るため、各種イベントに参加し、広報普及活動を行っています。また、平成18年2月に開催されたシンポジウム「マータイさんと語ろう」において、小・中学生がメンバーの「もったいない探偵団」が、ノーベル平和賞を受賞したケニアのワンガリ・マータイさんと「ものを大切に作る心 MOTTAINAI」について語り合い、交流を深めました。</p>                      |    |
| 中    | <p>小さな子供たちにも分別を実践してもらえるよう、職員手作りの紙芝居を使って、ごみの出し方の説明を行っています。また、紙芝居の登場キャラクターである「ゴミーオ」の着ぐるみを作成し、「ミーオ」とともに、紙芝居上演時に活躍しています。また、町内会と連携し、約1,000か所の集積場所で早朝啓発を行なうなど、分別排出の更なる徹底を図っています。</p>                                       |   |
| 南    | <p>環境事業推進委員と事務所職員が中心となって、市民の皆さんのG30への理解を深めるイベント「ふれあい De G30」を開催しています。また、地域住民の皆さんとの交流を目的として職員有志が企画・運営する「もちつき大会」の開催や「ちびっこ応援隊」の募集などを通じて、地域と一体となったG30の推進を図っています。</p>                                                     |   |
| 港南   | <p>小・中学生からなる「ひまわり子どもレンジャー」を組織し、手作り啓発ポスターの集積場所への掲出、壁新聞の構内への掲出などをおこない、児童・生徒によるG30の取組を推進しています。また、地元町内会などと共同で、大岡川の清掃活動（河川内の空き缶や粗大ごみの収集、遊歩道のごみ拾いや花の植栽）を行うなど、街の美化活動に取り組んでいます。</p>                                          |  |
| 保土ヶ谷 | <p>「ヨコハマはG30」の推進に功労のあった個人・団体を表彰する「ほどがやG30奨励賞（ゴミネッサンス）」を創設し、平成18年3月に開催した第1回目の表彰式では、生ごみの堆肥化に取り組んでいる団体をはじめとする、4人、6団体を表彰するとともに、活動報告や取組実践例の発表を行うなど、区民の皆さんとともにごみの減量・リサイクルに取り組んでいます。</p>                                    |  |
| 旭    | <p>分別排出のさらなる徹底に向けて、分別説明会や出前講座、集積場所における早朝啓発など、各種普及啓発活動を継続的に行っているほか、区内の主要駅で、駅利用者へ分別の徹底を呼びかける「まちかどキャンペーン」を実施しています。また、「旭ふれあい区民まつり」に参加し、来場者にG30への協力を呼びかけています。</p>                                                         |  |
| 磯子   | <p>区民参加型の事業として、区民ボランティアグループの「G30応援隊」との協働により、フリーマーケットやリサイクル実践教室を開催するほか、環境事業推進委員・中学生などのボランティアによるファイバーリサイクルの実施など、様々な啓発活動に取り組んでいます。また、特に分別が徹底されていない地域に対して啓発チラシを配布するほか、集積場所への啓発看板の設置や早朝啓発及び開袋調査を行うなど分別排出の徹底に取り組んでいます。</p> |  |

|    |                                                                                                                                                                                                |                                                                                       |
|----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 金沢 | <p>区民まつり、花火大会、地域イベント等に参加し、「ヨコハマはG30」の進捗状況や資源物のリサイクルルートを説明するブースを設置するなど、広報普及活動に積極的に取り組んでいます。また、住民説明会や集積場所における分別啓発指導、不適正排出物の取残しなど、分別排出徹底に向けた取組を積極的に実施しています。</p>                                   |    |
| 港北 | <p>毎月1回、大倉山駅前で東横学園の生徒の皆さんと、分別徹底に向けたPR活動や、地域清掃を実施しています。また、「ふるさと港北ふれあいまつり」や「観梅会」などのイベントにおいて、G30のPRや、分別相談コーナーを設置したほか、リーフレット「もういちど見直そうごみと資源の分け方・出し方」を作成するなど、広報普及活動を精力的に実施しています。</p>                |    |
| 緑  | <p>次代を担う子供たちに分別排出をはじめとするG30行動の必要性を理解してもらえるよう、中学校や小学校において出前講座を実施しています。さらに、保育園においても、ミーオを使って、分別方法を学べる寸劇を上演するなど、環境教育に積極的に取り組んでいます。また、区内11連合地区ごとに、分別強化集積場所を選定し、地区推進委員の方々と協力して、重点的に早朝啓発を実施しています。</p> |    |
| 青葉 | <p>ケーブルテレビ、コミュニティFMと連携し、たまプラーザ駅前でG30啓発イベント「あおばズームアップ」を開催するほか、ケーブルテレビの協力のもと、独自のG30啓発ビデオを作成し、イベントや地域説明会で使用するなど、地域メディアと協働した取組を進めています。</p>                                                         |   |
| 都筑 | <p>区内の保育園において、プロジェクターを使った紙芝居と、寸劇「ゴミレンジャーとポイステマン」を上演し、園児に楽しみながら身近な環境問題を学んでもらっています。また、分別排出のより一層の徹底を目指して、環境事業推進委員と協働して、早朝啓発活動を積極的に行うほか、住民説明会を実施するなど普及啓発活動を推進しています。</p>                            |  |
| 戸塚 | <p>市民の皆さんが分別した資源物が、どのようにリサイクルされているか、その行方を追う「ミステリーツアー」を実施しています。また、区民祭り会場でごみの分別啓発を行うほか、明治学院大学において開催された学生と地域の交流イベント「地域学生わくわく交流祭」に参加し、来場者へ分別排出への協力を呼びかけています。</p>                                   |  |
| 栄  | <p>環境事業推進委員やG30サポーターと協働して、集積場所における啓発活動等、G30の推進に向けて、様々な広報普及活動を行っています。また、「自分たちのまちは自分たちできれいに」の考え方のもと、大船駅のバスターミナルの美化活動を行う地元ボランティア団体を、地域の協力を得て、立ち上げました。</p>                                         |  |
| 泉  | <p>資源集団回収の推進を図るため、パンフレット「資源集団回収 取組の工夫」を作成し、地域G30活動委員会などでPRを行っています。また、分別の徹底が難しいコンテナ収集を実施している地域においては、再度説明会を実施するとともに、家庭ごみの開封調査や取り残しを行うなど、分別にご協力いただくための様々な取組を行っています。</p>                           |  |
| 瀬谷 | <p>G30をより一層強力に推進するため、「パワフル瀬谷・生活情報発信展」や「瀬谷まつり」など、様々なイベントにおいて、啓発活動を実施しています。また、小学校・保育園において、紙芝居やミーオの着ぐるみを活用した出前教室を実施し、幅広い年代にG30をPRしています。さらに、分別排出を一層徹底するために「分別一覧のチラシ」を作成し、全世帯に配布しています。</p>          |  |
| 北部 | <p>8月から旭区内小学校の児童が作成した「ヨコハマはG30」普及啓発看板を北部事務所正面入りロフェンスに掲示し、広く市民にG30をPRしています。さらに、イベント等で使用される移動公衆トイレ3台の側面に民間企業の広告を掲載し、財源の確保にも努めています。</p>                                                           |  |

《コラム③》 各工場も積極的にG30の普及啓発に取り組んでいます！

|      |                                                                                                                          |                                                                                       |
|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 鶴見   | フリーマーケット等が行なわれる「資源循環フェスタ」にあわせて工場見学会を開催するなど、より多くの方に工場見学に来ていただけるよう取り組んでいます。また、見学ルートにリサイクル品で作成したロボットを展示して、普及啓発に役立てています。     |    |
| 港南   | ごみ量の減少に伴い平成18年1月に休止しました。休止にあたっては、多くの報道機関から取材を受け、市民・事業者の皆さんと行政が協働して取り組んだG30の成果としてテレビ等で放映されました。                            |    |
| 保土ヶ谷 | G30の普及啓発と工場の役割についてより理解を深めてもらうため、職員が小学校に赴き説明する「出前教室」を実施しています。「出前教室」では、蒸気を利用した発電を理解するための模型による実験や、ごみの分別を体験するゲームなどを行っています。   |   |
| 旭    | 工場の敷地内から発生するせん定枝や落葉のコンポスト化（堆肥化）を行っています。工場見学者の皆さんにも、この取組をご覧いただけるよう、現在、見学ルート内に、コンポスト化を行う場所を新設中です。                          |  |
| 金沢   | より多くの市民の皆さんに工場を見学していただけるよう、従来は15名以上から受け入れていた工場見学を、1名でも受け入れる体制を整えたほか、工場内の設備を自由に見学できるイベントを開催するなど、普及啓発に取り組んでいます。            |  |
| 都筑   | 廃棄物で製作した「ゴミザウルス」、「発電機ゲーム」やパソコンを利用した「分別クイズ」など、楽しみながらごみやリサイクルについて学べるツールを作成し、地域のお祭り「つづきふれあいの丘まつり」等、各種イベントに出展し、普及啓発に役立てています。 |  |

## (2) 家庭系ごみの減量・リサイクル

### ■分別品目の拡大・分別排出の徹底

家庭ごみの減量・リサイクルを推進するため、「プラスチック製容器包装」「古紙」「古布」等を新たに分別品目に加えた 10 分別 15 品目の分別収集を、平成 17 年 4 月から全市で実施しています。

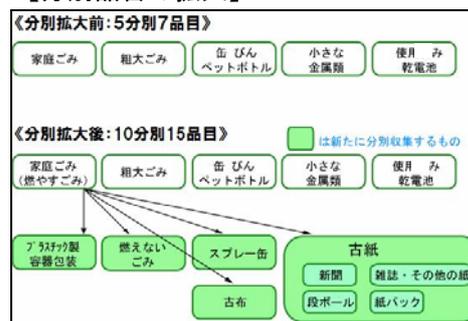
358 万市民と行政の最大の協働事業である分別拡大にあたっては、住民説明会や集積場所における啓発活動など様々な取組を実施し、分別排出への市民の皆さんのご理解とご協力を求めました。

#### 【分別品目拡大の推移】

| 時 期          | 対象地域     | 対象世帯数     |
|--------------|----------|-----------|
| 平成 15 年 10 月 | モデル実施    | 約 4 万世帯   |
| 平成 16 年 10 月 | 6 区*先行実施 | 約 43 万世帯  |
| 平成 17 年 4 月  | 全市展開     | 約 150 万世帯 |

※ 南、港南、磯子、金沢、栄、泉区

#### 【分別品目の拡大】



(単位：トン)

#### 【行政回収の推移】

|      | 平成 13 年度 | 平成 14 年度 | 平成 15 年度 | 平成 16 年度 | 平成 17 年度 |
|------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 行政回収 | 49,104   | 47,984   | 49,569   | 67,101   | 167,744  |

※「行政回収」は 10 分別 15 品目及びその他（不法投棄等）を収集後に資源化した量（資源化量）です。

分別に対する市民の皆さんの理解と協力を得るには、リサイクルが確実にされていることやどのようなものにリサイクルされるのかについて、周知することが必要であり、本市では現地調査等を行いリサイクルの確実な履行を確認しています。

今後は、ペットボトルについては一部を、国内でのリサイクルを条件に売却し、本市によるリサイクルについて確実なリサイクルの履行確認を行います。また、市民の皆さんの声やごみ量の状況をふまえた効率的な収集回数の検討を進めます。分別が徹底されていない地域や家庭に対する重点的な啓発を行います。さらなるごみ減量・リサイクルの推進に向け、市民の皆さんにインセンティブを与える手法や分別に協力的な人と非協力的な人との公平性が担保できる手法・制度などについて検討・実施します。従来は埋立っていたガラス残さを新たにリサイクルするとともに粗大ごみとして出されていた家電製品のリユースを目的とした売却を実施するなどリユース、リサイクルを進めます。

#### 《コラム④》市民アンケートの実施

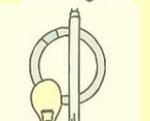
分別品目拡大のモデル事業では、3,600 世帯、先行 6 区では 12,000 世帯を対象にアンケートを実施しました。分別を実践してみたの感想の中で、「最初は大変だと思ったが、慣れれば平気」「プラスチック製容器包装が多いのに驚いた」「問題ない、協力する」などの声が多く寄せられています。また、平成 18 年 2 月から 3 月にかけて、全区 36,000 世帯を対象にアンケートを実施しました。

これまでは「分別」をテーマにしたものでしたが、今後は、市民の皆さんの意識の変化、いわば「G30 における市民満足度の向上」の視点を含めたアンケート等の調査を実施していきます。

《コラム⑤》 このようなものにリサイクルされます。

市民の皆さんに分別していただいた資源物は、以下のようにリサイクルされています。

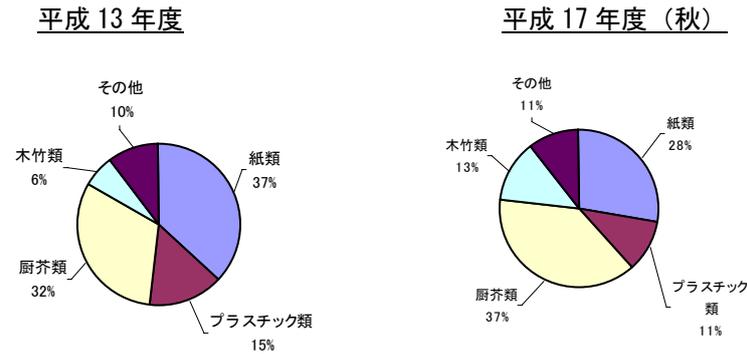
なお、リサイクルは民間事業者により行われていますが、確実にリサイクルされているかどうか、履行確認を行うため、本市職員が直接リサイクル施設を調査したり、書類を提出させチェックするなど、確実なリサイクルを推進しています。

|                                                                                     |                    |   |                                                                                         |
|-------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|---|-----------------------------------------------------------------------------------------|
|    | 缶                  | → | アルミ缶は、アルミ缶など、スチール缶は、金属材料として、建築資材などに再生利用。                                                |
|    | びん                 | → | ガラスくず（カレット）となって、新たにびんをつくる材料などとして再生利用。                                                   |
|    | ペットボトル             | → | 制服、ワイシャツ、カーペットなどの繊維や箱の中仕切り、文房具、ペットボトルなどに再生利用。                                           |
|   | 小さな金属類             | → | 金属材料として、建築資材などに再生利用。                                                                    |
|  | 使用済み乾電池            | → | 水銀、亜鉛、鉄、ニッケルの金属原料として再生利用。                                                               |
|  | プラスチック製容器包装        | → | プラスチック原料や、油化、高炉還元材、ガス化、コークス炉化学原料化などとして再生利用                                              |
|  | スプレー缶              | → | 鉄やアルミなどを選別し再生利用                                                                         |
|  | 古布                 | → | 中古衣類として再利用⇒主に海外に輸出<br>ウエス（工場等で使われる雑巾）として再生利用<br>原料の綿などに戻し再生利用⇒建築用資材、断熱材、クッション材          |
|  | 古紙                 | → | 古紙パルプとして、紙の原材料として再生利用<br>（段ボール、ちり紙、雑誌）など                                                |
|  | 蛍光管・電球<br>（燃えないごみ） | → | ガラス、水銀、アルミなどを選別して軽量骨材やアルミニウム原料として再生利用                                                   |
|  | 粗大ごみ               | → | 金属製品は、金属材料として建築資材などに再生利用<br>家電製品の一部は再使用を目的として、リサイクル業者に売却し、再利用できる「家具類」は、リサイクルプラザにおいて抽選販売 |

### 《コラム⑥》ごみ組成調査の実施

分別拡大前（平成 13 年度）に対し分別拡大後（平成 17 年度秋）の家庭ごみ（燃やすごみ）の組成を比較すると、古紙とプラスチック製容器包装が新たに分別対象品目となったことから、紙類の組成割合は約 9%、プラスチック類の組成割合は約 4%減少しています。また、厨芥類（生ごみ）は、紙類、プラスチック類の減少が著しいため、相対的に割合が増加しています。

さらに、従来からの分別品目である「缶・びん・ペットボトル」の分別率は、平成 13 年度の 59%～81%に対し、分別収集品目拡大事業を実施した平成 16 年度 6 区では 89%～96%、平成 17 年度（秋）は 93～97%と上昇する傾向がみられます。



### 【家庭ごみ（燃やすごみ）の組成調査結果】

|         | 平成 13 年度 | 平成 14 年度 | 平成 15 年度  |       | 平成 16 年度     |           | 平成 17 年度 |       |       |
|---------|----------|----------|-----------|-------|--------------|-----------|----------|-------|-------|
|         |          |          | 分別拡大未実施地区 | モデル地区 | 分別拡大未実施地区(冬) | 先行 6 区(冬) | (春)      | (夏)   | (秋)   |
| 紙類      | 37.0%    | 35.9%    | 37.9%     | 29.8% | 39.8%        | 35.2%     | 27.9%    | 26.7% | 27.9% |
| プラスチック類 | 14.6%    | 15.4%    | 16.2%     | 11.1% | 14.2%        | 10.9%     | 9.9%     | 11.4% | 10.6% |
| 厨芥類     | 31.9%    | 32.0%    | 32.1%     | 42.5% | 33.1%        | 40.9%     | 37.7%    | 39.6% | 38.3% |
| 木竹類     | 6.2%     | 6.5%     | 5.1%      | 5.6%  | 2.2%         | 4.8%      | 14.4%    | 12.8% | 12.6% |
| その他     | 10.3%    | 10.2%    | 8.7%      | 11.0% | 10.7%        | 8.2%      | 10.1%    | 9.5%  | 10.6% |

### 【組成調査結果による分別率の推移】

|             | 平成 13 年度 | 平成 14 年度 | 平成 15 年度  |       | 平成 16 年度     |           | 平成 17 年度 |       |       |
|-------------|----------|----------|-----------|-------|--------------|-----------|----------|-------|-------|
|             |          |          | 分別拡大未実施地区 | モデル地区 | 分別拡大未実施地区(冬) | 先行 6 区(冬) | (春)      | (夏)   | (秋)   |
| 缶           | 77.7%    | 79.2%    | 85.0%     | 94.4% | 87.5%        | 95.8%     | 93.4%    | 93.6% | 94.8% |
| びん          | 80.8%    | 83.7%    | 83.6%     | 92.8% | 86.3%        | 95.5%     | 94.7%    | 94.4% | 97.0% |
| ペットボトル      | 59.4%    | 60.3%    | 76.9%     | 89.6% | 72.8%        | 89.1%     | 93.3%    | 92.1% | 92.8% |
| プラスチック製容器包装 | —        | —        | —         | 57.5% | —            | 54.8%     | 56.7%    | 55.3% | 56.6% |

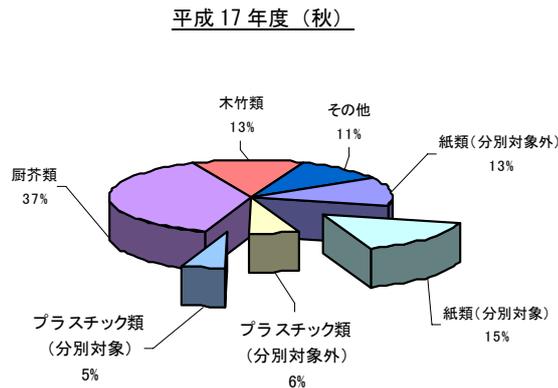
※モデル地区、先行 6 区の分別率は、分別拡大後の数値。

※分別率＝分別排出された資源の量 / (分別排出された資源の量＋家庭ごみとして出された資源の量) × 100

### 《コラム⑦》 どのくらい分別されているの？

分別拡大後の平成 17 年度（秋）でも、ごみ組成として紙類が 28%、プラスチック類が 11%を占める中で、分別対象となる古紙やプラスチック製容器包装等は、15%、5%とそれぞれ約半分を占めています。家庭ごみの中には、分別してリサイクルが可能な古紙やプラスチック製容器包装などがまだまだ多く含まれています。

正しい分別に一層のご協力をお願いいたします。



### 《コラム⑧》 容器包装リサイクル法の見直し

横浜市では、分別収集している品目のうち「白・茶色以外の色のガラスびん」と「ペットボトル」、「プラスチック製容器包装」については、容器包装リサイクル法に基づき、再商品化しています。

しかし、容器包装リサイクル法には、

- ・ 容器包装の製造等事業者によるごみ減量の取組みが進んでいない。
- ・ 手間と費用がかかる分別収集から中間処理までを担う自治体の負担が重い。
- ・ クリーニングの袋を対象外としているなど、分別の対象が市民感覚にあわない。
- ・ 市町村が再商品化の手法の選択、履行の確認を行うことができない。
- ・ プラスチック製容器包装の材料リサイクルにおいて、収集された容器包装の半分が残さとして処理されている。

といった課題もあります。

そこで、横浜市では、本市独自で、または他都市と共同して、

- ・ 容器包装の製造等事業者によるごみの発生抑制や分別排出しやすい容器包装の開発・採用などの取組みを促進すること。
- ・ 容器包装のリサイクルにおける事業者と自治体の費用負担について見直すこと。
- ・ 素材別のリサイクルとすること。
- ・ 地方自治体において再商品化の履行が確認できる仕組みを構築すること。
- ・ プラスチック製容器包装の材料リサイクルにおいて、残さとして処理されているものについて、他の手法による再商品化を推進すること。

などについて、国に対し、要望を行っています。

また、市民の皆さんが分別排出した資源が確実にリサイクルされているかどうか、本市独自に、リサイクル事業者を確認を行っています。

今後も、容器包装リサイクル法について、市民の皆さんにわかりやすい分別区分とすること、確実にリサイクルされること、発生抑制を推進すること、などの観点から、国に対して要望をしていきます。

## ■資源集団回収の促進

ごみ減量・リサイクルを目的として、現在、約 3,853 の自治会・町内会、子供会等の住民団体が古紙、布類等の資源集団回収を実施しています。

今後も、資源集団回収を中心とした古紙・古布のリサイクルを推進するため、実施地域には実施回数が増や、行政回収と実施日の調整とともに、未実施地域では集団回収実施の働きかけを行います。

### 【資源集団回収実施状況の推移】

|           | 平成 13 年 | 平成 14 年 | 平成 15 年 | 平成 16 年 | 平成 17 年 |
|-----------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 実施団体数(団体) | 3,226   | 3,200   | 3,284   | 3,475   | 3,853   |
| 回収量(トン)   | 118,477 | 106,655 | 108,354 | 122,643 | 157,407 |
| 古紙        | 115,665 | 104,747 | 106,366 | 120,382 | 153,537 |
| 布類        | 2,071   | 1,103   | 1,089   | 1,512   | 3,082   |
| 金属類       | 591     | 593     | 648     | 676     | 737     |
| ガラスびん     | 150     | 212     | 251     | 73      | 51      |

※平成 17 年の回収量は、1 月から 12 月までの速報値。

※各数値は四捨五入しているため、合計が一致しない場合があります。



## ■資源デポ（常設資源回収拠点）の整備

市民の皆さんが、いつでも資源を持ち込むことができるよう、常設の資源回収拠点（資源デポ）を設置し、市民の皆さんが持ち込む資源を回収しています。

「資源回収センター」では、新聞、雑誌・その他の紙、段ボール、紙パック、布類、缶・びんを回収しています。また、区役所・地区センター・コミュニティハウスなど、市民利用施設 117 か所に設置した「資源回収ボックス」では、新聞・雑誌・その他の紙・紙パック・布類を回収しています。

今後も、分別排出の利便性を向上させ、分別の徹底と定着を図るため、引き続き資源デポ事業を推進していきます。

【資源デポの回収量と設置か所数の推移】

|              | 平成 13 年度 | 平成 14 年度 | 平成 15 年度 | 平成 16 年度 | 平成 17 年度 |
|--------------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 資源回収センター(トン) | 186.6    | 229.6    | 229.1    | 340.8    | 436.4    |
| 資源回収ボックス(トン) | 752.9    | 740.7    | 998.8    | 1,836.5  | 3,132.4  |
| 設置か所数 (か所)   | 52       | 51       | 100      | 103      | 118      |
| 合計 (トン)      | 939.5    | 970.3    | 1227.9   | 2177.3   | 3,568.8  |



資源回収ボックス

■センターリサイクルの全区展開

市民の皆さんに積極的に分別・リサイクルに取り組んでいただくため、各区収集事務所・焼却工場などにおいて、古紙類、プラスチック製容器包装等の資源を受入れています。

今後も、市民の皆さんの分別排出の利便性を向上させ、分別排出の徹底と定着を図るため、センターリサイクルを推進していきます。

【センターリサイクル実施状況の推移】

|             | 平成 13 年度       | 平成 14 年度       | 平成 15 年度                 | 平成 16 年度 | 平成 17 年度 |
|-------------|----------------|----------------|--------------------------|----------|----------|
| 回収量(トン)     | 172.5          | 179.8          | 239.9                    | 406.4    | 367.3    |
| 古紙類         | 110.0          | 113.4          | 152.8                    | 286.1    | 247.1    |
| 古着・古布       | 54.8           | 62.4           | 83.3                     | 114.4    | 107.6    |
| 金属類         | 3.1            | 2.2            | 2.4                      | 1.8      | 4.4      |
| びん類         | 1.7            | 1.3            | 1.3                      | 0.4      | 0.8      |
| ペットボトル      | 2.4            | 0.1            | 0.1                      | 0.1      | 0.5      |
| プラスチック製容器包装 | 0.5            | 0.4            | 0.1                      | 3.5      | 5.5      |
| その他         | —              | —              | —                        | 0.1      | 1.1      |
| 実施区数        | 4区(神奈川、旭、泉、瀬谷) | 4区(神奈川、旭、泉、瀬谷) | 8区(神奈川、中、南、旭、金沢、青葉、泉、瀬谷) | 全 18 区   | 全 18 区   |

※各品目の数量は端数処理をしているため、合計量と一致しない箇所があります。

## ■せん定枝のリサイクルの推進

家庭から出されるせん定枝のリサイクルを推進するため、各区収集事務所においては、「せん定枝チップ機」を市民の皆さんに無料で貸出を行っています。さらに、市民の皆さんがせん定した枝を神明台処分地内にあるグリーンコンポストプラントで受け入れ、土壌改良材としてリサイクルしています。

今後も、せん定枝のリサイクルを推進するため、「せん定枝チップ機」の無料貸出、グリーンコンポストプラントにおける受入を行うとともに、家庭から出るせん定枝を新たに資源物として収集し、リサイクルを進めます。

### 【せん定枝チップ機の貸出件数と資源化量の推移】

|                  | 平成 15 年度※ | 平成 16 年度 | 平成 17 年度 |
|------------------|-----------|----------|----------|
| せん定枝チップ機 貸出件数(件) | 290       | 461      | 526      |
| せん定枝 資源化量(トン)    | 27.7      | 60.7     | 47.4     |

※平成 15 年度は 12 月から 3 月までの実績



せん定枝生チップ

### 【市民のグリーンコンポストプラント搬入量の推移】

|                      | 平成 15 年度※ | 平成 16 年度 | 平成 17 年度 |
|----------------------|-----------|----------|----------|
| 市民 グリーンコンポスト 搬入量(トン) | 4.0       | 6.3      | 43.4     |

※平成 15 年度は 12 月から 3 月までの実績。

## ■生ごみのリサイクルの推進

家庭から排出される生ごみの減量・リサイクルを推進するため、家庭用電気式生ごみ処理機、生ごみコンポスト容器の購入助成制度を実施しています。

今後も、購入助成制度を実施するとともに、新たな生ごみリサイクル策として、堆肥化や飼料化、メタンガス化などについて、調査を進めます。

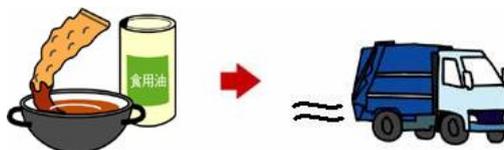
### 【生ごみ処理機、コンポスト容器の助成基数の推移】

|                     | 平成 13 年度 | 平成 14 年度 | 平成 15 年度 | 平成 16 年度 | 平成 17 年度 |
|---------------------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 電気式生ごみ処理機 助成基数(基)   | —        | 180      | 1,003    | 2,000    | 2,000    |
| 電気式生ごみ処理機 助成応募件数(件) | —        | 904      | 1,528    | 6,197    | 6,480    |
| 生ごみコンポスト容器 助成基数(基)  | 670      | 520      | 599      | 558      | 794      |

## ■廃食用油のリサイクル事業

収集事務所や焼却工場などの職員が中心となり、市民の皆さんが排出する天ぷら油等の廃食用油を収集し、各地域を走行するごみ収集車の燃料としてリサイクルする事業についての調査・検討を行っています。

今後は、より具体的に、事業化へ向けた検討を重ねていきます。



## ■環境にやさしい取組み行動協定

市内の主なスーパーマーケット・地域生協・百貨店（32社・1組合 248店舗）との間に「容器包装の削減に向けた環境にやさしい取組み行動協定」を締結し、市民の皆さんに対してマイバッグの持参や簡易包装への協力を呼びかけ、容器包装の発生抑制・減量に取り組んでいます。

協定各社がレジ袋不用ポイントカードの導入やオリジナルマイバッグの販売、普及などに取り組んでいますが、店頭回収品目のばらつきを解消することや協定参加店舗数を増やすことが課題となっています。

今後は、協定事業者の他にも、容器包装の削減に取り組む事業者を増やしていくことが重要であり、容器包装削減に意欲ある事業者を「G30・ECOパートナー」として認定する事業を実施します。また、より一層の容器包装の発生抑制・減量に向けて、事業者と協働した取組みを実施するなど、市民の皆さんへの啓発を強化していきます。

### 【取組み行動協定締結団体及び店舗数】

|          | 14年度 | 15年度 | 16年度 | 17年度 |
|----------|------|------|------|------|
| 事業者(組合)数 | 23   | 28   | 27   | 33   |
| 店舗       | 212  | 223  | 225  | 248  |



協定店ロゴマーク

## ■経済的手法等の検討

経済的手法の一つである家庭ごみの有料化は、分別が徹底され定着した後に導入することで、ごみ減量・リサイクルの推進により有効に働く施策であると考えております。まずは分別の徹底と定着に向け、市民と協働して取り組んでいきます。

経済的手法については、今後も、ごみ減量・リサイクルの状況を踏まえつつ調査・研究を行っていきます。

## ■集積場所からのごみ・資源物の持ち去り禁止

集積場所に分別して出されたアルミ缶などの資源を無断で持ち去る事例が発生していたことから、ごみ減量・リサイクルを円滑に推進していくため、「横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」を改正し、平成16年4月1日から持ち去り行為を禁止しました。

### (3) 事業系ごみの減量・リサイクル

#### ■立入調査

大規模事業所に対しては、年1回減量化・資源化等計画書の提出を義務付けており、これに記載されている内容と実際の実施状況等について、立入調査を行い、ごみ減量・リサイクルの働きかけと適正処理の指導をしています。また、焼却工場での搬入物検査で、分別に問題が見られた排出事業者に対しても立入調査を行っています。

今後も、事業者の皆さんから排出されるごみ減量・リサイクルを進めるため、立入調査を行っていきます。

#### 【立入調査件数の推移】

|            | 平成13年度 | 平成14年度 | 平成15年度 | 平成16年度 | 平成17年度 |
|------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 大規模建築物数(件) | 2,608  | 2,590  | 2,594  | 2,631  | 2,614  |
| 立入調査件数(件)  | 600    | 580    | 700    | 900    | 1,000  |

※大規模事業所：店舗面積が500㎡を超える小売店舗及び延べ床面積が3,000㎡以上の事業所

#### ■焼却工場における搬入物検査

事業系ごみの減量・リサイクルを推進するため、平成15年12月から産業廃棄物である木くず等や資源化可能な古紙について、焼却工場への搬入を停止しました。

これにあわせて、焼却工場での搬入物検査を強化し、古紙やびん・缶等のリサイクルできるものやプラスチック等の産業廃棄物が搬入された場合は、持ち帰り等の指導を行うとともに、資源化ルートへの誘導等を行っています。また、搬入物検査をより効率的に行うため、全工場に自走式の搬入物検査装置を導入しています。

今後も搬入物検査を継続的に実施し、リサイクルと適正処理を推進していきます。

#### 【搬入物検査台数の推移】

|         | 平成13年度 | 平成14年度 | 平成15年度 | 平成16年度 | 平成17年度 |
|---------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 検査台数(台) | 2,263  | 4,027  | 8,093  | 40,923 | 90,629 |



搬入物検査の様子

## ■グリーンコンポスト事業

泉区の神明台処分地にあるグリーンコンポスト施設で、せん定枝を受入れ、破碎し生チップとして、また、その後発酵させ、土壌改良材としてリサイクルしています。

なお、今までは直径 15cm 以下のせん定枝しか受入れできませんでしたが、これを直径 30 cmまで受け入れられるよう、大型破碎機を設置し、施設の増強をしました。

今後も、せん定枝をグリーンコンポスト施設へ搬入するよう誘導し、せん定枝のリサイクルを推進していきます。

### 【グリーンコンポスト事業実績の推移】

|             | 平成 13 年度 | 平成 14 年度 | 平成 15 年度 | 平成 16 年度 | 平成 17 年度 |
|-------------|----------|----------|----------|----------|----------|
| せん定枝受入量(トン) | 3,805    | 3,995    | 4,239    | 3,647    | 5,316    |
| 製品出荷量(トン)   | 2,180    | 2,061    | 1,938    | 2,269    | 2,347    |



神明台処分地内グリーンコンポスト施設プラント

## ■小学校給食残さのリサイクル

小学校から排出される給食残さについては、小学校に設置している生ごみ処理機で堆肥としてリサイクルするほか、リサイクル施設で家畜の飼料として再生しています。こうした取組は、小学生にとって、毎日の給食をとおしてリサイクルを実体験することができ、ごみ問題やリサイクルについて考えるきっかけとなっています。

今後も、給食残さのリサイクルの推進と環境教育への活用を図っていきます。

### 【小学校給食残さのリサイクルの状況】

|              | 平成 13 年度 | 平成 14 年度 | 平成 15 年度 | 平成 16 年度 | 平成 17 年度 |
|--------------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 生ごみ処理機設置校(校) | 25       | 28       | 44       | 66       | 66       |
| 飼料化実施校(校)    | —        | —        | 36       | 71       | 196      |
| 合計(校)        | 25       | 28       | 80       | 137      | 262      |



生ごみ処理機

■市役所ごみゼロの推進

横浜市役所では、自らも排出事業者としてごみ減量・リサイクルに率先して取組むため、市の全ての施設において分別品目を拡大（18 分別）し、資源となるものを可能な限りリサイクルしています。各職場に、職員の中から「ごみゼロ推進委員（Gメン 530）」を選任し、職場でのごみの発生抑制と分別・リサイクルの徹底に取り組んでいます。また、収集運搬に伴う環境負荷とコストの軽減を図るため、分別拡大した施設のごみ処理契約を、所在区ごとに一本化する「ルート回収」を構築しています。

また、資源循環局では、19 収集事務所、6 工場等が I S O 14001 認証を取得し、局内全事業所が認証組織となりました。

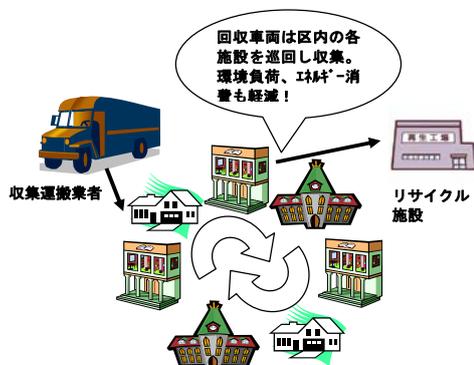
今後も、排出事業者として、市役所内の 3 R 推進体制を強化し、庁内のごみ減量・リサイクルを積極的に推進していきます。また、取組状況を公表するとともに、民間事業者の取組を誘導していきます。

【リサイクル率の推移】

(単位:トン)

|        | 平成 16 年度 |       |        | 平成 17 年度(速報値) |       |        |
|--------|----------|-------|--------|---------------|-------|--------|
|        | ごみ廃棄量    | 資源化量  | リサイクル率 | ごみ廃棄量         | 資源化量  | リサイクル率 |
| 市庁舎    | 70.0     | 525.7 | 88.2%  | 34.6          | 477.5 | 93.2%  |
| 18 区庁舎 | 356.8    | 861.5 | 70.7%  | 288.0         | 904.9 | 75.9%  |

(参考) 平成 15 年度、資源循環局（松サビル内）の「ごみゼロチェック週間」におけるリサイクル率は、89.2%。



ルート回収のイメージ



Gメン530研修会の様子

## 2 効率的な執行と市役所サービスアップ

### (1) 効率化の推進

#### 各種業務の効率化

効率的・効果的に事業を推進していくため、家庭ごみ等の収集運搬業務をはじめとする各種業務の委託化を推進し、平成15年度から17年度までに、26億4千万円の経費を節減しました。

今後も、「サービス水準が同じ場合には、コストの低いほうを」、「コストが同一の場合には、サービス水準の高いほうを」という考え方に立ち、委託化による課題と効果を十分に検証し、条件整備を進めて、順次、委託化を推進していきます。

#### 家庭ごみ等収集運搬業務委託

西区、中区において、家庭ごみ等の収集運搬業務を民間業者へ委託し、平成16年度から平成17年度までに、6億6千万円の経費を節減しました。

#### 中継輸送業務の効率化

港北輸送事務所・磯子輸送事務所を廃止し、戸塚輸送事務所・神奈川輸送事務所・神明台輸送事務所の運営管理業務を委託し、平成15年度から平成17年度までに、18億6千万円の経費を節減しました。

#### 粗大ごみ収集運搬業務委託

平成17年度から保土ヶ谷、旭、緑、青葉、都筑、瀬谷の6区において、粗大ごみの収集運搬業務を民間業者へ委託し、1億円の経費を節減しました。

さらに、受付から収集・運搬業務を一本化するなど、効率的な業務運営を推進しています。

#### 公衆トイレ清掃委託による経費節減

平成17年度から港南、磯子、金沢、戸塚、栄の5区20か所において、公衆トイレの清掃業務を委託し、2千万円の経費を節減しました。

#### 財源の確保

#### 広告による財源確保

各種広報印刷物やホームページへの広告掲載、イベント開催時の協賛企業の募集、ホイールカバー広告事業など、様々な媒体や機会を有効に活用して、財源の確保に取り組んでいます。また、都筑工場では看板を提供して広告契約を結びました。

今後も、積極的に新たな財源確保に取り組んでいきます。

#### 【広告収入額】

| 平成16年度  | 平成17年度(予定額) |
|---------|-------------|
| 1,050千円 | 3,307千円     |



資源循環局ホームページ



ごみと資源の分け方・出し方

#### 焼却工場での財源確保（リサイクル）

金沢工場では、焼却灰を溶融し、溶融スラグを路盤材としてリサイクルするほか、溶融時に生じるメタルを売却してリサイクルしています。

鶴見工場では、焼却灰から鉄・アルミを抽出して売却し、リサイクルしています。

今後も、引き続き、焼却工場の効率的な管理運営や売電収入の確保に努めていきます。

### 焼却工場での財源確保（電力）

焼却工場では、ごみの質の変化に対応した効率的な運転管理や、運転経費の節減に努めています。

また、可能な限り発電効率の高い工場においてごみの焼却を行うとともに、発電した電気については、競争入札による売却や、新エネルギー法の活用により新たに環境価値分を別に売却するなど、売電収入の確保に取り組んでいます。また、発電電力を工場や余熱施設等で自家消費していますが、売電収入 16 億円と自家消費分 24 億円を合わせて約 40 億円（平成 17 年度実績）の財政効果を生み出しています。

#### 【平成 13～17 年度 売電実績】

|            | 平成 13 年度  | 平成 14 年度  | 平成 15 年度  | 平成 16 年度  | 平成 17 年度  |
|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 売電量(千 kWh) | 288,904   | 274,084   | 277,087   | 234,573   | 184,272   |
| 売電額(千円)    | 2,080,470 | 2,001,240 | 2,048,711 | 1,710,443 | 1,306,082 |

このほかに RPS 法制度による環境価値分（約 3 億円）があります。

### 資源物の売却による財源確保

資源として収集したもののうち、缶、びん（無色・茶色）、小さな金属類、粗大ごみの金属類・家具類・家電製品、また、分別収集品目の拡大により、スプレー缶、古紙、古布を新たに加え、これらを有価物として売却しており、平成 17 年度の売却額は約 13 億円となっています。

今後は、これらに加え、本市がリサイクルの履行確認を行うために、ペットボトルの一部を、国内でのリサイクルを条件に売却し、財源確保にも役立てていきます。

#### 【平成 13～17 年度 資源物の売却量・売却実績】

|               |         | 平成 13 年度 | 平成 14 年度 | 平成 15 年度 | 平成 16 年度      | 平成 17 年度 |         |           |
|---------------|---------|----------|----------|----------|---------------|----------|---------|-----------|
| アルミ缶          | 売却量(t)  | 3,959    | 4,165    | 4,060    | 4,549         | 4,607    |         |           |
|               | 売却額(千円) | 351,257  | 444,035  | 516,809  | 574,595       | 684,188  |         |           |
| スチール缶         | 売却量(t)  | 8,191    | 7,549    | 7,091    | 6,862         | 7,030    |         |           |
|               | 売却額(千円) | 23,650   | 51,486   | 100,235  | 130,902       | 135,832  |         |           |
| びん<br>(無色・茶色) | 売却量(t)  | 17,216   | 15,814   | 15,084   | 14,569        | 15,519   |         |           |
|               | 売却額(千円) | 3,615    | 3,321    | 2,376    | 2,294         | 2,571    |         |           |
| 粗大ごみ          | 売却量(t)  | 7,220    | 6,354    | 7,038    | 8,150         | 7,379    |         |           |
|               | 売却額(千円) | 2,549    | 19,524   | 122,653  | 166,231       | 41,419   |         |           |
| 小さな金属類        | 売却量(t)  | ( 1 )    |          |          |               | 4,233    |         |           |
|               | 売却額(千円) | ( 1 )    |          |          |               | 118,683  |         |           |
| スプレー缶         | 売却量(t)  | /        |          | 6.3      | ( 2 ) (61)    | 279      |         |           |
|               | 売却額(千円) |          |          | 154      | ( 2 ) (1,244) | 7,093    |         |           |
| 古紙            | 売却量(t)  |          |          | 1,355    | 10,600        | 52,938   |         |           |
|               | 売却額(千円) |          |          | 1,351    | 18,424        | 294,407  |         |           |
| 古布            | 売却量(t)  |          |          | 366      | 1,667         | 6,418    |         |           |
|               | 売却額(千円) |          |          | 271      | 749           | 4,030    |         |           |
| 合計<br>( 3 )   | 売却量(t)  |          |          | 36,585   | 33,881        | 35,000   | 46,397  | 98,402    |
|               | 売却額(千円) |          |          | 381,070  | 518,366       | 743,849  | 893,195 | 1,288,223 |

- 1 粗大ごみとあわせて中間処理し、売却しています。
- 2 粗大ごみとあわせて売却しているため、( )内の数値は粗大ごみの内数です。
- 3 各品目の売却量及び売却額は端数処理しているため、合計があわない場合があります。
- 4 売却額は税込みの金額です。

## (2) 市民・事業者の皆さんへのサービスアップ

### ふれあい収集事業

家庭ごみや資源物の持ち出しが困難な一人暮らしの高齢者や障害のある方々を対象として、収集事務所が調整窓口となり、小中学生を中心とした地域ボランティアによる持ち出し収集する「ふれあい収集事業」を実施しています。

また、粗大ごみ収集については、従来から、粗大ごみの持ち出しが困難な一人暮らしの高齢者や障害のある方を対象に、収集職員による持ち出し収集を実施しています。

今後も、「ふれあい収集」の制度について地域への周知をはかるとともに、実施にあたっては対象者宅とボランティアとのコーディネートを行いながら事業を推進していきます。

#### 【ふれあい収集実施件数】

| 平成 16 年度 | 平成 17 年度 |
|----------|----------|
| 76 件     | 188 件    |

#### 【粗大ごみ持ち出し収集実施件数】

| 平成 16 年度 | 平成 17 年度 |
|----------|----------|
| 3,262 件  | 4,047 件  |



ふれあい収集の様子

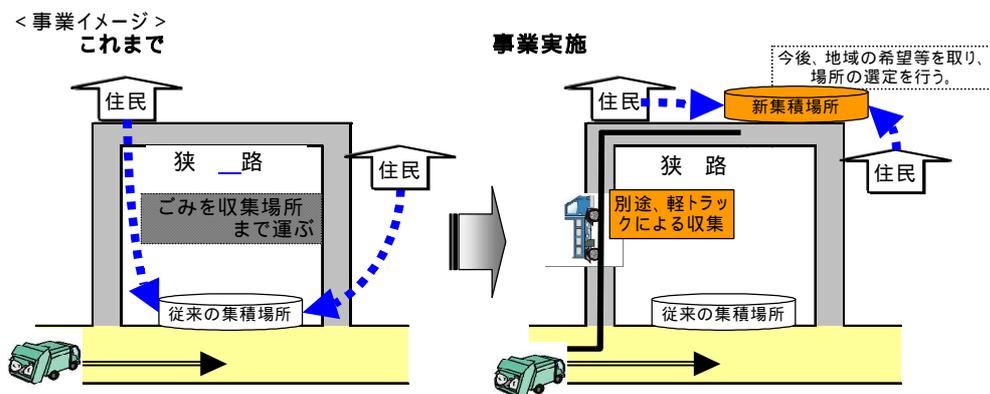
### 狭路収集事業

道路が狭いため、ごみ収集車が通行することができず、ごみや資源物の持ち出しが不便となっている地域を対象として、各区の収集事務所に軽トラックを配置して収集する「狭路収集事業」を実施しています。

今後も、要望のある地域について、集積場所の確保や効率的な収集ルートを検討し、可能なところから順次実施していきます。

#### 【対象世帯数】

| 平成 16 年度   | 平成 17 年度    |
|------------|-------------|
| 約 5,000 世帯 | 約 10,000 世帯 |



## 焼却工場における搬入時間の拡大

焼却工場への搬入の利便性を向上させるとともに、発電効率の良い工場への搬入を促すため、これまでの早朝搬入受入に加え、鶴見工場において、平成 17 年 8 月から昼休み時間帯の搬入受入を開始しました。

また、平成 18 年 1 月からは金沢工場において、昼休み時間の搬入受入と夕方時間の延長を開始しました。

## 地域等への貢献

市内全域で作業する収集業務を通じて、防犯や人命救助など、地域への貢献をしてきました。

### 防犯への取組

子供や地域住民の皆さんが安全で安心して暮らせるように、神奈川県警察との間で「地域安全に関する協定」を締結し、横浜市内をくまなく走行している収集車に防犯をアピールするステッカーを提示するとともに、収集車のスピーカーから防犯広報を放送し、市民の皆さんの防犯意識の向上や犯罪防止に役立っています。さらに、作業中に発見した犯罪関連情報を警察に通報するなど、犯罪捜査に協力しています。

### 【資源循環局職員 地域防犯等による職員表彰等実績】

| 表彰区分                                                                          | 平成 15 年度 | 平成 16 年度 | 平成 17 年度 |
|-------------------------------------------------------------------------------|----------|----------|----------|
| 市長表彰                                                                          | 2 件 5 名  | 1 件 4 名  | -        |
| 資源循環局長表彰                                                                      | -        | -        | 6 件 15 名 |
| (例) 収集車で走行中、被害女性の悲鳴で駆けつけた男性ともみ合うひたくり犯人に遭遇し、市民と協力の上、犯人を取り押さえ、110 番通報など犯人逮捕に貢献。 |          |          |          |

### 人命救助への取組

市内全域で作業する業務の特性を生かして、G30 を市民の皆さんと協働して進めるなかで、市民の皆さんのために自分たちにできることを個々の職員が考えて、収集職員を対象とした「普通救命講習会」を実施し、救急救命技術（応急措置技術）を習得しています。平成 17 年度は、約 1,600 人の収集職員のうち、98.0%が受講を終了しています。また、「普通救命講習」を指導できる資格をもつ「応急手当普及員」を養成し、各区収集事務所に複数名配置して収集職員の救命技術の向上を図っています。

### 【資源循環局職員 人命救助等による職員表彰等実績】

| 表彰区分                                                       | 平成 16 年度 | 平成 17 年度  |
|------------------------------------------------------------|----------|-----------|
| 市長表彰                                                       | 2 件 3 名  | 2 件 12 名  |
| 資源循環局長表彰                                                   | 1 件 2 名  | 16 件 63 名 |
| (例) 旭区内を収集車で走行中、倒れている市民を発見し、直ちに心臓マッサージ等の救急救命措置を行い、人命救助に貢献。 |          |           |



講習会受講の様子

#### 地域防災への取組

新潟県中越地震の被災地である小千谷市及び長岡市に対し、応援職員を派遣するとともに、災害用仮設トイレの設置、簡易式トイレパックの搬送を行いました。さらに、小千谷市からの要請を受け、被災家庭から出されたごみ収集作業の応援を行うため、応援職員と収集車両を派遣しました。

新潟県中越地震への応援活動を通じて得た教訓を活かし、現行の「横浜市防災計画（震災対策編）」をより具体的なものとするため、簡易式トイレパックの調達、地域防災拠点での分別、災害廃棄物一時仮置場の確保・管理作業等について記載しました。

さらに、この計画が、災害発生時に機能するよう、簡易式トイレパック製造メーカーと新たに協力協定を締結し、業界団体との協力協定内容の見直しを行いました。また、有事の際、協定締結先と連絡体制が確保できるよう、連絡方法、連絡先の確認や、当局全職員を対象とした職場研修を実施しました。

今後も、災害時の具体的な行動マニュアルを作成し、また、職場研修等の機会を通じて、職員の危機管理意識の向上を図っていきます。



小千谷市への応援職員派遣の様子

#### 海外への災害支援の取組

スマトラ沖大地震およびインド洋津波被害への支援として、スリランカ政府へ、中古バキュームカー9台を寄贈しました。

#### 分別・不適正廃棄物等に関する相談窓口の設置

収集事務所に産業廃棄物も含めた分別・不適正廃棄物等に関する相談窓口を設置し、分別方法に対する問い合わせの対応をしました。また、産業廃棄物に関する苦情の受付や初動調査を行っています。

### 3 安全な処理と安定したリサイクル

#### (1) 安全な処理の推進

##### ■安全な焼却工場の運営

ごみ焼却工場においては、ダイオキシン類やその他の有害物質の発生や排出を抑制するため、モニターや排ガス監視装置などにより 24 時間、365 日体制で監視を行っています。ごみについては、高温で燃焼し、排ガスや排水については、処理設備により処理を行なっています。さらに、定期的に排ガス中のダイオキシン類などを測定し、その測定結果や維持管理記録は工場や資源循環局のホームページで公表しています。

また、ごみ減量・リサイクルを推進するとともに有害物質等の焼却不適物の不適正搬入を防止するため、検査・監視体制を強化して搬入物検査に取り組んでいます。

今後も、安全・安定した処理及び適正な運転管理を実施するとともに、環境対策の充実や不適正搬入の防止に努めていきます。



金沢工場(平成13年4月稼働)

焼却工場



工場内(中央管制室)



搬入物検査の様子

##### ■焼却工場の改修等

焼却工場については、安定的な運転を確保するため、耐震補強工事や老朽化した設備の大規模補修を進め、長寿命化を図っています。

今後も、ごみ減量・リサイクルを徹底的に進める一方、焼却が必要なごみについて、安定的な処理を確保するため、稼働後 25 年を目途として老朽化した設備の大規模補修を、概ね 35 年でプラント設備更新を行なうなど、焼却工場を大切に使っていきます。

##### 【これまでの改修等実績】

|          |                                            |
|----------|--------------------------------------------|
| 平成 15 年度 | 保土ヶ谷工場の耐震補強工事                              |
| 平成 16 年度 | 保土ヶ谷工場の耐震補強工事                              |
| 平成 17 年度 | 保土ヶ谷工場の耐震補強工事(17 年5月に完了)、都筑工場の耐震補強工事(基本設計) |

##### 【今後の改修等】

|             |                   |
|-------------|-------------------|
| 平成 18～19 年度 | 保土ヶ谷工場の焼却設備大規模補修  |
| 平成 19 年度    | 都筑工場の耐震補強工事(実施設計) |
| 平成 19～20 年度 | 都筑工場の耐震補強工事       |

## ■最終処分場の適正な管理

南本牧廃棄物最終処分場と神明台処分地の2つの最終処分場では、周辺の環境に影響を与えないよう、埋立物の飛散や臭気を防止するための即日覆土、排水処理施設における処分場内の浸出水の高度処理、月1～4回の水質調査等、定期的な環境調査を実施するなど環境保全対策を推進しました。また、埋立終了後まだ水質が安定していない旧処分場についても、周辺地域の環境保全に配慮し、排水処理施設により浸出水の浄化処理を行うなど適正に管理しました。

今後も、周辺環境や周辺との美観に配慮するため、環境保全対策を充実していきます。



即日覆土の様子



排水処理施設

## ■神明台処分地第7次3期埋立地の開設

平成20年度開設に向けて、16年度から工事を開始しており、17年度は地盤の安定化工事を行いました。引き続き本体工事及び調整槽の設置工事を進めます。

### 【開設の経過】

|           |                            |
|-----------|----------------------------|
| 平成15年度    | 住民説明会の開催(旭区、泉区、瀬谷区)        |
| 平成16年度    | 工事開始                       |
| 平成17年度    | 地盤安定化工事完了、本体工事及び調整槽の設置工事着手 |
| 平成18、19年度 | 本体工事及び調整槽の設置工事             |

## ■南本牧廃棄物最終処分場

南本牧第2ブロック廃棄物最終処分場は、平成19年度頃埋立終了の予定でしたが、ごみ減量・リサイクルを推進するほか、処分場の閉鎖に向けた最終的な覆土の厚さを変更することで埋立量を確保することにより、7年程度、延命化を図ることとしました。

今後は、長期・安定的に廃棄物を埋立処分していくため、平成26年度頃を目途に、南本牧ふ頭第5ブロック内に新たな廃棄物最終処分場を開設していきます。

### 【新規廃棄物最終処分場整備の経過】

|        |                                   |
|--------|-----------------------------------|
| 平成16年度 | 環境アセスメント手続き(方法書作成及び冬季の環境現況調査)     |
| 平成17年度 | 環境アセスメント手続き(春・夏・秋季の環境現況調査及び準備書作成) |

### 【廃棄物最終処分場埋立計画】

| 年 度           | 14   | 15        | 16 | 17 | 18 | 19       | 20  | 21 | 22 | 23 | 24     | 25 | 26 |
|---------------|------|-----------|----|----|----|----------|-----|----|----|----|--------|----|----|
| 神明台処分地        | 7次Ⅰ期 | 7次Ⅱ期      |    |    |    | 7次Ⅲ期     |     |    |    |    |        |    |    |
| 南本牧第2ブロック処分場  | 当初計画 |           |    |    |    |          | 延命化 |    |    |    |        |    |    |
| 新規処分場(第5ブロック) | 調査   | 環境アセス・設計等 |    |    |    | 遮水護岸建設工事 |     |    |    |    | 施設整備工事 | 供用 |    |

※ G30プランによる一般廃棄物埋立計画量及び実績から推計した産業廃棄物埋立計画量に基づく埋立計画



## ■アスベスト対策

人体へ重大な影響を及ぼすアスベストへの対策として、一般廃棄物処理計画実施計画を平成17年8月25日に改定し、アスベストを含む一般廃棄物については「排出禁止物」に指定し、横浜市では収集しないものとなりました。市民の皆さんが処理する場合には、一般廃棄物収集運搬業者を紹介し、回収して、南本牧廃棄物処分場で埋め立てています。

今後も、適正処理に向けて取組を推進していきます。

## (2) 安定したリサイクル

### ■資源選別施設の整備・改修

分別拡大の全市展開に対応するため、ペットボトルのみを処理していた金沢資源選別センターに缶・びんの選別機能を付加し、施設の増強を図りました。(平成 17 年 11 月に開設)

今後は、さらに安定した中間処理体制の充実を図っていくため、現在休止している緑資源選別センター (A 棟) をペットボトルも処理できる施設として拡充整備します。



金沢資源選別センター

### ■焼却残さ資源化施設の整備・運営

金沢工場で発生する焼却灰の溶融処理を行ない、できた溶融スラグを道路路盤材等に再利用したり、溶融メタルを売却してリサイクルしています。また、焼却灰のリサイクル事業について、実施方針の策定、公表に向け、事業手法と全体の枠組みの整理を行っています。

今後も、焼却灰の有効利用を積極的に推進していきます。

#### 【これまでの取組】

|          |                                                                                                                                                                                               |
|----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 平成 15 年度 | 焼却灰有効利用事業として、PFI 手法等を導入した灰溶融処理施設の整備に向けた調査及び焼却灰のセメント原料化など、他の処理技術についての事業化の検討                                                                                                                    |
| 平成 16 年度 | 焼却灰の有効利用のひとつとして「ごみ焼却灰セメント原料化事業手法検討」の調査                                                                                                                                                        |
| 平成 17 年度 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・焼却灰の有効利用のひとつとして「ごみ焼却灰セメント原料化事業手法検討」の調査</li> <li>・鶴見工場の焼却灰の一部(異物を除去した細粒灰)について、試験的にセメント原料化処理を開始</li> <li>・金沢工場溶融飛灰の資源化に向けて、成分分析等の調査及び輸送方法の実証</li> </ul> |

《コラム⑨》 現在、溶融スラグはこんなことに使われています。



丸み付け処理後の路盤材空冷スラグ



スラグを使用した舗装

#### 溶融スラグとは？

溶融スラグとは、焼却灰を電気エネルギーを用いて 1,500℃の高温で溶かし、安定化・無害化した後、ガラス状の碎石、砂状に固形化したものです。



スラグを利用したコンクリート 2 次製品 (敷地境界ブロック) 試作品

## ■リサイクル技術、処理技術等の調査・研究

ごみ減量・リサイクルを推進するため、様々な調査・研究を実施しています。

今後も、将来における3R・処理・処分のあり方を検討するため、継続的に調査・研究を進めていきます。

### 【これまでの取組】

|          |                                                                                                                                                                                                                                               |
|----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 平成 15 年度 | <ul style="list-style-type: none"><li>○焼却工場におけるバイオマス発電の基礎データ取得のため、年4回、各工場のごみ組成について調査(H16, 17も実施)</li><li>○分別拡大モデル地区の分別の効果等を把握するため、家庭ごみの組成調査</li><li>○溶融スラグの用途拡大について検討するため、コンクリート2次製品への利用について調査</li><li>○焼却残さの新たな有効利用に向けたセメント原料化基礎調査</li></ul> |
| 平成 16 年度 | <ul style="list-style-type: none"><li>○分別拡大先行6区とそれ以外の区について分別効果等を把握するため、家庭ごみの組成調査</li><li>○溶融スラグの路盤材以外への利用として、溶融スラグを骨材の一部として使ったコンクリート製境界ブロック等を試作</li><li>○家庭ごみの約 30%を占める生ごみを減量・リサイクルするため、生ごみのリサイクル技術について調査</li></ul>                           |
| 平成 17 年度 | <ul style="list-style-type: none"><li>○分別収集拡大事業の本格実施における分別の効果等を把握するため、全区について年4回、家庭ごみの組成調査</li><li>○溶融スラグを使用して試作したコンクリート製境界ブロック等を、収集事務所新築工事で施工し、磨耗状況等の追跡調査</li></ul>                                                                           |

## ■静脈産業の育成

静脈産業の育成に向けた取組として、本市公共工事に伴い発生する木くずを、指定するリサイクル施設で利用するよう制度化するとともに、処理業者・他都市へのヒアリング調査を実施しました。また、リサイクル品の利用促進に向けて、横浜市役所では、環境負荷の少ないグリーン製品を積極的に購入・使用する「横浜市グリーン購入の推進に関する基本方針」などを定め、環境に配慮した物品等の調達を進めるとともに、市民・事業者の皆さんにグリーン購入の普及啓発を図るためのガイドブックを作成しました。

今後も、横浜G30プランが目指す「循環型社会」の実現を目指し、静脈産業育成に必要な方策について、関係局と連携するなど、幅広い視点から検討していきます。

## 4 環境にやさしい、きれいなまちづくりの推進

### (1) クリーントウン横浜事業

主要駅周辺や繁華街などを美化推進重点地区として指定し、行政が積極的に歩道等の清掃と路上違反広告物の除去を一体的に行う「クリーンアップ事業」と、美化推進員による散乱防止PRなどの「啓発事業」、また、「ポイ捨て防止条例」に則った自動販売機設置のための届出受付等を行っています。

今後も、「自分たちの街は自分たちの手できれいに」の考えのもとに、自治会・町内会や、ボランティア、企業などと連携して、市民の皆さんの自主的な美化活動を推進していきます。



### (2) 不法投棄防止対策

不法投棄防止対策として、不法投棄されたごみの撤去や都心部を流れる河川及び河川沿岸の清掃作業を行うほか、常習場所や不法投棄されやすい地域での夜間監視パトロールを引き続き実施するとともに、警報装置の増設など、防止策の強化を図っています。また、不法投棄物の早期発見や取り締まりの強化を図るため、市内全域で営業活動しているタクシー業界と「不法投棄の情報提供に関する協定」を締結しています。さらに、各区では、地域の実情に応じた不法投棄防止策の実施や、広報よこはま区版を活用しての不法投棄防止の啓発活動を行っています。

今後も、地域住民や警察等関係機関と連携してパトロールを実施するとともに、不法投棄多発地点に警告看板や警報装置を設置するなど不法投棄の未然防止に努めていきます



### (3) 放置自動車対策

放置自動車の処理にあたっては、市民の皆さんからの通報等をもとに調査を行い、所有者の判明した車両については、所有者に撤去をさせております。また、平成16年12月に条例を改正し、所有者が判明しない車両については、廃物判定委員会に諮問し廃物と判定されたもののほか、本来の用に供することが困難であることが明らかと市長が認めたものについて、委員会の諮問を行わずに、公告、廃物認定を経た後に撤去しています。

さらに、放火の危険性があることや道路交通に支障を及ぼしている車両等について、撤去を迅速に行うため、市内2か所（栄焼却工場跡地、長坂谷処分地跡地）の保管場所を整備し、廃物認定前であっても一時移動できるようにしました。

今後も、放置自動車の撤去・処分を適正かつ迅速に行うとともに、関係機関と連携して放置されにくい環境づくりを進めていきます。



## 「横浜G30プラン」(横浜市一般廃棄物処理基本計画)の概要

### 基本理念 (環境行動都市の創造に向けて)

ごみ問題を環境問題、資源・エネルギー問題の一環としてとらえ、廃棄物による環境への負荷をできる限り低減するため、廃棄物の発生を抑制するとともに、徹底した分別をはかり、再生利用を推進することで、限りある資源・エネルギーの消費の節減と循環的な利用を促進し、市民・事業者・行政が協働し、一体となって「循環型社会」の実現をめざします。

#### 廃棄物対策の5つの柱

- 1 市民・事業者・行政が一体となった減量化・資源化の取り組み
- 2 わかりやすい目標と全市民・事業者が参加・協力できるシステム
- 3 排出者責任・拡大生産者責任の考え方のもと、市民・事業者・行政が役割を認識し、分担
- 4 3Rの推進と安全で安定的な処理
- 5 民の力を活用した安全できれいなまちづくり

#### 市民・事業者・行政の役割

|     |                                                             |
|-----|-------------------------------------------------------------|
| 市民  | 環境にやさしいライフスタイルへの転換<br>分別排出の徹底<br>地域における積極的な減量・リサイクル活動<br>など |
| 事業者 | ごみになりにくい製品の設計・製造<br>使用済み製品の回収・リサイクル<br>発生抑制、再使用、リサイクルの推進など  |
| 行政  | 3Rのしくみづくり<br>普及啓発、情報提供、情報交換<br>処理・処分における環境負荷の低減など           |

### 計画目標

「焼却と埋立処分を中心とした」廃棄物対策から、「市民・事業者・行政が協働しものを大切にする生活スタイルを広め、発生抑制・再使用を推進し、徹底的な分別をおこない、再生利用をすすめることで、焼却・埋立処分が必要となるごみができる限り削減することを基本とする」廃棄物対策への転換をはかり、

**平成22年度におけるごみ量\*を、平成13年度実績に対し30%削減**

\*ごみ量...ごみとして排出されるもののうち、資源物として排出されるものを除く量

### 基本方針と主な施策

#### 1 市民・事業者・行政が情報を共有

- ・ごみ・環境情報の提供 ・環境教育・環境学習の推進 ・普及啓発活動の推進

#### 2 市民・事業者・行政が協働して、ごみ減量化を推進

- ・G30行動の推進 ・市及び各区にG30行動の推進組織を設置 ・経済的手法等の検討

#### 3 徹底的なごみの分別と資源化

- ・プラスチック製容器包装、古紙、古布、スプレー缶、燃えないごみを新たに分別収集品目に加えた分別収集の拡充 ・資源集団回収の推進 ・資源デポの整備 ・排出事業者による適正排出と資源化の推進
- ・許可業者等による適正排出と資源化の推進

#### 4 環境に配慮したごみ処理の推進

- ・輸送事務所の委託または廃止によるコストの削減・効率化の推進 ・リサイクル関連施設等の整備・運営
- ・施設の長寿命化による効率的な運営・管理 ・焼却残さの有効利用の推進など最終処分場への負荷の低減
- ・灰溶融など焼却残さ資源化技術の調査・研究

#### 5 環境にやさしい、きれいなまちづくりの推進

- ・地域からの美化活動の推進 ・不法投棄防止対策の推進



横浜 G30プラン（横浜市一般廃棄物処理基本計画）  
「検証と今後の展開（ローリング）」について

|            |                                                                                    |
|------------|------------------------------------------------------------------------------------|
| 発行         | 横浜市資源循環局総務部資源政策課<br>〒231-0017 横浜市中区港町1丁目1番地<br>電話045-671-2502<br>ファックス045-641-1807 |
| 発行年月日      | 平成18年4月                                                                            |
| 横浜市広報印刷物登録 | 第180065号                                                                           |
| 類別・分類      | A-FE030                                                                            |

